

平成26年定例会 健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 【議案第22号】三重県がん対策推進条例案について | 1 |
| 2 | 【議案第27号】三重県いじめ調査委員会条例案について | 3 |
| 3 | 【議案第28号、29号、61号】地域の自主性及び自立性を高めるための 改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法） に伴う条例改正案について | 5 |
| 4 | 【議案第55号～60号、65号】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律等の一部改正等に伴う条例改正案について | 9 |
| 5 | 【議案第101号】地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画の 変更の認可について | 15 |
| 6 | 【議案第102号】公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限の 変更の認可について | 16 |

《所管事項説明》

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 第2次三重県動物愛護管理推進計画（最終案）について | 17 |
| 2 | 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の導入後の状況について | 23 |
| 3 | 医師確保対策について | 27 |
| 4 | 看護職員確保対策等について | 31 |
| 5 | 後期高齢者医療制度における保険料の改定と 後期高齢者医療財政安定化基金への拠出率の設定について | 37 |
| 6 | 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 第4次改定版（最終案）について | 39 |
| 7 | 福祉休養ホーム瀧流荘の譲渡について | 45 |
| 8 | 包括外部監査結果に対する対応について | 47 |
| 9 | 各種審議会等の審議状況の報告について | 59 |

《別冊》

- （資料1）第2次三重県動物愛護管理推進計画（最終案）
- （資料2）「おもいやり駐車場利用証」取得者に対するアンケート実施結果
- （資料3）三重県における医療提供体制の充実・強化に向けて
- （資料4）平成25年度三重県看護職員の就業環境実態調査報告書
- （資料5）「院内暴力等に関するアンケート調査」結果
- （資料6）三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 第4次改定版（最終案）

平成26年3月7日
健康福祉部

1 三重県がん対策推進条例案について

1 制定理由

この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、がん対策の一層の充実を図るため、県の責務並びに市町、県民、保健医療関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん医療の充実その他がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定するものです。

2 条例案の概要

法の趣旨にのっとり、以下の事項を条例で定めます。

(1) 基本理念

がん患者等の視点に立って、県民や関係者の役割分担の下に一体となつてがん対策を推進することとしています。

(2) 県の責務及び関係者の役割

県は、がん対策に関する施策を実施し、市町は普及啓発、がん検診等の実施に努めることとしています。県民等は県と市町の施策の推進に協力するよう努めることとしています。

(3) がんの予防及び早期発見の推進

喫煙、飲酒、食生活、運動及びその他の生活習慣が健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発や、早期発見に向けたがん検診の受診率の向上への取組を行うこととしています。

(4) がんに関する教育

教育機関において、児童及び生徒ががんに関する理解を深めるための教育を行うこととしています。

(5) がん医療の充実等

がん医療の充実、小児がんに係るがん対策の充実、医科歯科連携の推進、がん登録の推進、がん研究の推進を図ることとしています。

(6) 緩和ケアの推進等

がん患者の治療の初期段階からの緩和ケアの推進や、がん患者等の意向により、住み慣れた家庭、地域等でがん医療を受けることができるよう在宅医療を推進することとしています。

(7) がん患者等への支援

がん患者等の療養生活の質の維持向上や身体的、精神的、経済的な負担の軽減に資するため、就労の支援、がん医療等に関する情報の提供を行うこととされています。

(8) 県民運動

市町、保健医療関係者等と連携し、がん対策に対する県民の理解及び関心を深めるための取組を推進することとしています。

(9) がん対策推進計画

がん対策推進計画を策定または変更する時は、この条例の趣旨に基づき内容を検討することとしています。

(10) 三重県がん対策推進協議会

三重県がん対策推進協議会を設置し、総合的ながん対策を推進するための調整に関する事項について審議することとしています。

(11) 財政上の措置

がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしています。

3 施行期日

平成26年4月1日から施行します。

4 三重県がん対策推進協議会条例の廃止について

三重県がん対策推進協議会に関する事項は、三重県がん対策推進条例の中に規定するため、平成26年3月31日をもって廃止します。

2 三重県いじめ調査委員会条例案について

1 制定理由

平成 25 年 6 月に公布されたいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）は、第 28 条第 1 項の規定により、子どもが自殺や長期欠席に追い込まれる等の重大事態が発生した場合、いじめが発生した学校又は学校の設置者（県立学校においては県教育委員会、私立学校においては学校法人、小中学校においては市町教委）が調査を行うものとしています。

また、法第 30 条第 1 項及び法第 31 条第 1 項の規定に基づき、その調査結果を知事に報告しなければなりません。

県立学校及び私立学校における重大事態の調査の結果報告を受けて、法第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定に基づき、知事が当該事態への対処及び同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて当該調査結果の調査（再調査）を実施できるとしています。

今回、法で規定された再調査を実施するため、条例により附属機関として三重県いじめ調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものです。

2 条例案の概要

法第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定に基づく委員会に関して、以下の事項を条例で定めます。

(1) 所掌事務

法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査審議を行います。

(2) 組織

・委員 6 名以内で組織し、任期は 3 年とします。

（法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識又は経験等を有する者のうちから知事が任命）

・臨時委員を置くことができるものとします。

（特別の事項にかかる専門的な知識又は学識経験を有する者のうちから知事が任命。当該事項の調査審議が終了したときに解任）

(3) 運営

委員会の庶務は、健康福祉部において処理します。

3 施行期日

公布の日から施行します。

(参考条文) いじめ防止対策推進法 (抜粋)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態 (以下「重大事態」という。) に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2～3 略

(公立の学校に係る対処)

第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～5 略

(私立の学校に係る対処)

第 31 条 学校法人 (私立学校法 (昭和 24 年法律第 270 号) 第 3 条に規定する学校法人をいう。) が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所管する都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3～5 略

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）に伴う条例改正案について

1 地方独立行政法人法改正に伴う条例改正

（1）改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）の施行により、「地方独立行政法人法」（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）の一部が改正され、法第6条第4項の規定に基づく重要な財産に関する規定が条例に委任されることから、条例の全部を改正するものです。

（2）全部改正を行う条例

【議案第28号】 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案

【議案第29号】 公立大学法人三重県立看護大学に係る重要な財産を定める条例案

（3）改正内容

地方独立行政法人が保有する財産であって条例で定めるものが、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの運営費交付金等の支出に係るものであるときは、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならないものとされました。

このことから、出資等に係る不要財産の基準を帳簿価額が50万円以上のものとするものです。

（注）法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額。

【補足説明：出資等に係る不要財産にかかる処分の方法について】

- ① 知事の認可を受けて、当該財産を県へ納付。（認可の前には、評価委員会の意見聴取及び議会の議決が必要。）
- ② 知事の認可を受けて、当該財産の売却代金のうち帳簿価額の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を県に納付。（認可の前には、評価委員会の意見聴取及び議会の議決が必要。）
- ③ 上記②において、帳簿価額を超える額を県に納付。ただし、納付しないことについて知事の認可を受けた金額を除く。（認可の前には、評価委員会の意見聴取が必要。）

（４）施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

（参考条文）地方独立行政法人法（抜粋）

（財産的基礎等）

第 6 条 （略）

2・3 （略）

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であつて条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第四十二条の二の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

5・6 （略）

2 介護保険法改正に伴う条例改正

(1) 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、「介護保険法」(平成9年法律第123号)の一部が改正され、「要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の定数」に関する規定が条例に委任されることから、条例の一部を改正するものです。

(2) 一部改正を行う条例

【議案第61号】三重県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例

(3) 改正内容

要介護認定又は要支援認定に関する処分に対する審査請求の事件を取り扱う合議体の定数は、3人とします。(現行の介護保険法では3人と規定されています。)

(4) 施行期日

平成26年4月1日から施行します。

【議案補充説明】 議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、
議案第59号、議案第60号、議案第65号

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律等の一部改正等に伴う条例改正案について

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正 に伴う条例改正

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）及び法に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下、「基準省令」という。）等の一部改正に伴い、条例の改正を行うものです。法改正の趣旨については、11頁から14頁のとおりです。

(2) 改正内容

- ①【議案第55号】「三重県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」

法に基づく基準省令の一部改正に伴い、共同生活介護と共同生活援助の一元化等及び重度訪問介護の対象拡大に関し、規定の整備を行います。

- ②【議案第56号】「三重県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」

【議案第57号】「三重県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

【議案第58号】「三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

【議案第59号】「三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」

【議案第60号】「三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案」

法の一部改正に伴う条項ずれの整理等を行います。

(3) 施行期日

平成26年4月1日から施行します。

2 刑法改正に伴う条例改正

(1) 改正理由

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律による刑法の一部改正に伴い、規定を整理するものです。

(2) 改正内容

【議案第65号】「三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案」

刑法の一部改正に伴う条項ずれの整理を行います。

(3) 施行期日

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行日から施行します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の
一部改正について（平成 26 年 4 月 1 日施行分）

1. 障害程度区分から障害支援区分への見直し

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするための当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの」から「障害者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」とします。

2. 障害者に対する支援

① 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象を現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を有するものに対象を拡大します。

② 共同生活介護と共同生活援助の一元化

障がい者の地域移行を促進するために、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）を一元化し、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進します。

また、一元化に併せて、外部サービス利用規制の見直しとサテライト型住居の創設が行われます。

③ 地域移行支援の対象拡大

地域移行支援の対象を現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、保護施設（生活保護法第 38 条に規定する保護施設のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている「救護施設」及び「更生施設」入所者）、矯正施設等（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院）に入所している障害者に対象を拡大します。

※下線部が今回の条例改正に関連する部分です。

「障害支援区分への名称・定義の改正」

- 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」とする。
【平成26年4月1日施行】

改正内容① 《「障害支援区分」への変更》

- ★ 「障害の程度（重さ）」ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることが分かりにくい。

➡ 名称変更

改正内容② 《知的障害・精神障害の特徴の反映》

- ★ 知的障害・精神障害については、コンピューターによる一次判定で低く判定される傾向があり、専門家の審査会による二次判定で引き上げられている割合が高く、その特性を反映できないのではないかと。

（平成22年10月から23年9月までの状況を調査した結果、二次判定において、身体障害者：20.3%、知的障害者：43.6%、精神障害者：46.2%が一次判定より高く評価された。）

➡ 政府は、障害支援区分の認定が知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、区分の制定に当たっての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとする。（附則第2条）

改正内容③ 《今後の給付》

- ★ ①障害児・者の社会的状況（介護者、居住の状況等）を考慮すべきとの指摘や、
②総合福祉部会で提言された協議調整方式、支援ガイドラインについてどう考えるかとの課題もある。

➡ 「政府は、この法律の施行後3年を目途として、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。」（附則第3条1項）

障害者に対する支援（①重度訪問介護の対象拡大）

重度訪問介護の対象者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの」とする。 【平成26年4月1日施行】

➡ 厚生労働省令において、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者に対象拡大

（参考）現行の制度内容

| | 【重度訪問介護】 | 【行動援護】 |
|----------|--|--|
| （対象者） | ・重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者(区分4以上) | ・知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するもの(区分3以上) |
| （サービス内容） | ・身体介護、家事援助、見守り、外出時の介護を総合的に提供 ・長時間の利用を想定 | ・行動する際に生じ得る危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護を提供 ・8時間までの利用を想定 |
| （報酬単価） | ・1,403単位 （7.5時間以上8時間未満） | ・2,487単位 （7.5時間以上） |
| （介助者資格） | ・20時間の養成研修を修了 | ・知的障害、精神障害の直接処遇経験2年以上又は直接処遇経験1年以上 + 20時間の養成研修を修了 |
| （研修内容） | ・介護技術、医療的ケア、コミュニケーション技術など | ・障害特性理解、予防的対応、制御的対応、危険回避技術習得等 |

障害者に対する支援 (②共同生活介護の共同生活援助への一元化)

(ケアホーム)

(グループホーム)

共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に統合。
【平成26年4月1日施行】

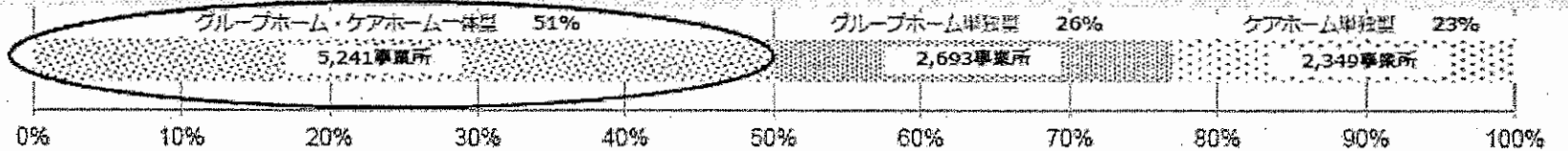
➡ 障害者の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進。

《背景》

- ★ 今後、障害者の高齢化・重度化が進むことを背景として、介護が必要な障害者のグループホームの新規入居や、グループホーム入居後に介護が必要となるケースが増加することが見込まれる。
- ★ 現行、介護が必要な人と必要のない人を一緒に受け入れる場合、グループホーム、ケアホームの2つのタイプの事業所指定が必要。
- ★ 現にグループホーム・ケアホーム一体型の事業所が半数以上。

地域における住まいの選択肢のさらなる拡大・事務手続きの簡素化等の観点からケアホームをグループホームに一元化。グループホームにおいて、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供。

(参考)事業所の指定状況



(出典) 障害福祉課調べ(H22.3)

外部サービス利用規制の見直し

個々の利用者の状態像に応じて柔軟かつ効率的なサービス提供が可能となるよう、グループホームの新たな支援形態の1つとして、外部の居宅介護事業者と連携すること等により利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う

サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえ、1人で暮らしたいというニーズにも応えつつ、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、本体住居との連携を前提とした『サテライト型住居』の仕組みの創設

5 地方独立行政法人三重県立総合医療センター 中期計画の変更の認可について

1 変更の経緯

消費税法等の一部改正に伴い、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることを受けて、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）が、地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日。以下「中期計画」という。）の一部を変更するものです。

2 変更の考え方

- (1) 「第4 財務内容の改善に関する事項」で示されている「1 予算」、「2 収支計画」、「3 資金計画」の各表中の金額は変更せず、現行の各表の注意書で記載している診療報酬の改定等の取扱と同様に、消費税率の変動を考慮しない旨を追加する。
- (2) 「第8 料金に関する事項」の中で上限額を定めている手数料・使用料については、従来の消費税率5%による算定から消費税率8%による算定に変更する。ただし、表中「〇〇〇円以下で理事長が定める額」と定めている項目については、別途、法人が診療規程で定めている当該項目の額を今回の消費税率の引き上げに合わせて改定したうえで、現行の中期計画で定めている額を超える場合のみ変更する。

3 変更内容（新旧対照表）

(1) 第4 財務内容の改善に関する事項

「1 予算」、「2 収支計画」及び「3 資金計画」の各表注意書

| 現行 | 改正案 |
|-----------------------------------|--|
| (注2) 期間中の診療報酬の改定や給与改定の変動は考慮していない。 | (注2) 期間中の診療報酬の改定や給与改定、消費税率の変動は考慮していない。 |

(2) 第8 料金に関する事項

| 区分 | 単位 | 現行 | 改正案 |
|----------------|-------|--------------------|--------------------|
| 3 死体検案料 | | | |
| イ 死体検案料 | 1件につき | 9,100円 | 9,360円 |
| ロ 死体検案書料 | 1通につき | 2,900円 | 2,980円 |
| 4 死体処理料 | 1件につき | 7,200円 | 7,400円 |
| 10 乳児介補料 | 1日につき | 590円以下で理事長が定める額 | 610円以下で理事長が定める額 |
| 13 特別室の使用に係る加算 | 1日につき | 15,750円以下で理事長が定める額 | 16,200円以下で理事長が定める額 |

4 変更を認可する理由

今回の中期計画の変更については、消費税率の引き上げに伴うものであり、上記3のとおり増税分を法人の中期計画に反映させることは妥当であると考えています。

6 公立大学法人三重県立看護大学が徴収する料金の上限 の変更の認可について

1 変更の経緯

消費税法等の一部改正に伴い、平成26年4月1日から消費税率が引き上げられることを受けて、公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）が、徴収する料金の上限の一部を変更するものです。

2 変更内容（新旧対照表）

| 区 分 | | 現 行 | 改 正 案 |
|-------------|--|--|--|
| 公開講座 講習料 | 1講座あたりの時間数が 5時間以下の場合 | 5,200円 | 5,340円 |
| | 1講座あたりの時間数が 5時間を超える場合、5 時間ごと（5時間に満た ないものについては5時 間とする）に右の金額を 加算する。 | 1,000円 | 1,020円 |
| オープン・クラス受講料 | | 1科目につき7,500円 （ただし、1科目あた りの授業回数が8回以 下の場合は4,000円） | 1科目につき7,710円 （ただし、1科目あた りの授業回数が8回以 下の場合は4,110円） |

※ 現行の消費税率5%による算定から8%による算定に変更。

3 変更を認可する理由

公開講座講習料及びオープン・クラス受講料については、他大学の料金設定等も考慮した上で、受講者が受講しやすい料金が設定されています。

今回の変更は、消費税率の引き上げに伴うものであり、課税対象である上記の料金について、増税分を反映させることは、妥当であると考えています。

（参考）

公開講座及びオープン・クラスの概要

1 公開講座

公開講座は、法人の地域交流センターが主催しており、多くの県民が参加できるよう幅広い分野からテーマを選んで開催しているものです。看護師等専門職向けの有料講座や、公開シンポジウム等広く一般県民を対象とする無料講座があります。

2 オープン・クラス

オープン・クラスは、大学開放の一環として、学生向けに開設している授業科目の一部を県民等に開放するものです。「科目等履修生制度」とは異なり、単位を付与することを目的としていません。

※「科目等履修生制度」・・・一部の授業について、在学生以外に授業の履修を認め、試験に合格した場合には単位を付与する制度。

1 第2次三重県動物愛護管理推進計画（最終案）について

1 計画概要

別紙1のとおり

2 「中間案」からの主な変更点

(1) 動物愛護管理センターの機能の充実等

第4章に、動物愛護管理センターの機能の充実等に向けた具体的な検討項目を追加しました。

(2) 計画の取組主体

保健所政令市である四日市市の役割を明確化しました。

3 パブリックコメント等の状況

(1) パブリックコメント

- ア 実施期間 平成26年1月20日～平成26年2月18日
- イ 寄せられた意見数 74件
- ウ 主な意見の概要（別紙2参照）
 - ・ 動物愛護管理の普及啓発方法に関する事（12件）
 - ・ 飼い主のいない猫を生み出さないための取組に関する事（9件）
 - ・ 災害時対策に関する事（6件）
 - ・ 遺棄の定義に関する事（6件）
 - ・ 取組の主体に関する事（5件）
 - ・ その他（36件）

(2) 市町、三重県動物愛護管理推進計画検討会及び県関係部署の意見

- ア 実施期間 平成26年1月20日～平成26年2月14日
- イ 寄せられた意見数 24件
- ウ 主な意見の概要（別紙3参照）
 - ・ 適正飼養に関する事（3件）
 - ・ 動物愛護管理の普及啓発方法に関する事（2件）
 - ・ 災害時対策に関する事（2件）
 - ・ 所有者明示に関する事（2件）
 - ・ 身体障害者補助犬に関する事（2件）
 - ・ その他（13件）

4 今後のスケジュール

- 平成26年3月下旬 第2次動物愛護管理推進計画の策定及び環境大臣への報告
- 4月1日 第2次動物愛護管理推進計画の施行

第2次三重県動物愛護管理推進計画（最終案）の概要

第1章 基本的な考え方

1 計画の性格・位置付け

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」といいます。）第6条に基づく県の計画として、動物の愛護及び管理（以下「動物愛護管理」といいます。）に関する基本理念や10年後のめざす姿を示すとともに、その実現のために必要な、県民、関係団体、行政などさまざまな主体の取組を定めるものです。

2 計画期間

おおむね10年先を見据えたうえで、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画とします。

3 基本理念と10年後のめざす姿

「人と動物が安全・快適に共生できる社会」を基本理念とし、その実現に向けて、県民一人ひとりが動物を愛護する心を育み、動物を適正に管理できるよう取り組みます。

10年後のめざす姿

- 県民一人ひとりが、人と動物との関わりについて正しく理解し、動物の命についてもその尊厳を守るとともに、動物が人の生命等を侵害することのないよう適正に管理する意識が高揚しています。
- 動物の飼い主が十分な知識と責任をもって、適正飼養、終生飼養を行うとともに、動物取扱業者等が動物を適正に取り扱っています。
- 県民、関係団体、行政などさまざまな主体が、地域において動物に起因する問題の解決や災害時対策などに取り組んでいます。

4 計画の方針

動物愛護管理に関する問題は、県民のライフスタイルや価値観のあり方に深く関わるものであり、取組の効果や結果がすぐには現れないものが多いことから、長期的視点で動物愛護管理の推進に取り組めます。

また、県民、関係団体、行政などさまざまな主体が連携し、それぞれの役割を果たすことで、本計画のめざす姿の実現に向けて取り組むとともに、動物愛護管理に関するセンター機能の充実等を図り、センターを拠点としたネットワーク構築と人材育成に取り組めます。

第2章 三重県の現状～三重県動物愛護管理推進計画（平成20～24年度）の成果と課題～
現行計画（平成20年3月策定）に基づく平成20～24年度の取組の成果と残された課題を示し、動物愛護管理に関する三重県の現状を明らかにします。

第3章 目標と具体的な取組内容（平成26～30年度）

1 計画の目標

本計画の基本理念である「人と動物が安全・快適に共生できる社会」の実現に向けて、県民、関係団体、行政などさまざまな主体が動物愛護管理の取組を進めることで、将来的に殺処分数がゼロになることをめざし、計画の目標を設定します。

また、この目標を達成するため、取組項目ごとに行動目標を定めます。

（計画の目標）犬・猫の殺処分数 3,452頭・匹（現状）→ 2,589頭・匹（現状値の25%減）

2 具体的な取組内容

（1）動物愛護管理の普及啓発

動物愛護管理を推進するためには、動物を愛護する心を育成するとともに、動物を適正に管理するための正しい知識を広く県民に普及する必要があることから、獣医師会等の関係団体、動物愛護推進員及び関係機関と連携し、動物愛護管理に関する普及啓発活動を一層充実していきます。

（行動目標）動物愛護教室等の受講者数 2,471人（現状）→ 3,000人

（2）適正飼養の推進

終生飼養や適正飼養に関する啓発を積極的に行うことにより、更なる引取り数の減少に向けて取り組むとともに、保健所に収容された犬・猫の返還率の向上や適正譲渡に取り組めます。

（行動目標）犬・猫の引取り数 3,249頭・匹（現状）→ 2,437頭・匹（現状値の25%減）

（3）動物による危害や迷惑問題の防止

家庭動物等の飼養に関する苦情や相談への対応を的確に行うことで、その事案の再発を防ぎ、動物による危害や迷惑問題を防止します。

また、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を検討します。

（行動目標）動物による危害や迷惑問題に関する問い合わせ件数
3,115件（現状）→ 2,336件（現状値の25%減）

（4）所有者明示の推進

保健所に収容される動物が減少し、迷子になった動物が飼い主の元へ戻るができるよう、迷子札等による所有者明示の意義及び役割について県民の理解を深めるための取組を進めます。

（行動目標）所有者明示率 犬 19.9%（現状）→ 29.8%（現状値の50%増）

(5) 地域社会における動物愛護管理の推進と人材育成

地域において動物愛護管理の推進に取り組む人材を育成し、地域における動物に起因する課題について、その地域全体で考え、取り組む体制づくりを進めます。

(行動目標) 地域における動物愛護推進員の年間総活動回数 300回

(6) 動物取扱業の適正化

幼齢の犬・猫の販売制限や動物を販売する際の対面説明など、ペット販売業等の動物取扱業に対する規制が強化されたことから、動物取扱業者に対する監視指導を的確に行うとともに、動物取扱業者による適正な動物の取扱いを促進します。

(行動目標) 動物取扱業者による動物愛護管理法違反*件数 0件

※動物愛護管理法の規定により罰金以上の刑に処せられること。

(7) 実験動物、産業動物等の適正な取扱いの推進

実験動物について、3Rの原則（苦痛の軽減（Refinement）、代替法の検討（Replacement）及び使用数の削減（Reduction））が守られた、より透明性の高い実験が行われるとともに、産業動物等について、動物愛護管理に配慮した飼養が行われるよう、実験動物、産業動物等の適正な取扱いについて普及啓発を行います。

(行動目標) 実験動物等の適正な取扱いに関する説明会等の開催回数 10回

(8) 災害時対策

獣医師会などの関係団体や動物愛護推進員と連携し、災害時の連絡網の整備や負傷動物等の救護体制の整備等、災害時の危機管理体制の整備を図ります。

また、「ペットに関する防災対策ガイドライン」を策定し、飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について啓発します。

(行動目標) 獣医師会と災害時における動物救護活動に関する協定を締結した市町数
10市町（現状）→ 29市町

第4章 推進体制の整備等

1 推進体制の整備

さまざまな主体による動物愛護管理の取組を推進するため、動物愛護管理センターの機能の充実等について、具体的な検討を行います。

2 取組の進捗管理

年度ごとに取り組む内容等を定めた「三重県動物愛護管理推進実施計画」を策定し、進捗管理にあたるとともに、毎年度、目標の達成状況を点検し、次年度の取組に反映させます。

第2次三重県動物愛護管理推進計画(中間案)に対するパブリックコメント

| 項目 | 件数 | 主な意見の概要 | 意見に対する回答(案) |
|----------------------------|---|---|---|
| 動物愛護管理の普及啓発方法に関すること | 12 | 県民の役割に、家族で「動物にふれあう機会」を持つとの記載がありますが、動物にふれあう機会を持つことが即ち動物を愛護する心の育成につながるかのような誤解を受けるおそれがあるので、削除すべきです。 | 子どもたちが心豊かに育つ上で、動物との適切なふれあいの経験が重要であると言われております。文章については、意見を踏まえ、修正します。 |
| | | 普及啓発は小学校低学年のみを対象とするのではなく、高学年を対象とした動物愛護教育(殺処分の現状や各種ワークショップ、適正飼養の知識習得など)をはじめ、模範飼い主を育成する「しつけ方教室」の拡充を図ることを求めます。 | 子どもに限定せず、より多くの県民の皆さんに動物愛護管理について理解していただけるよう普及啓発を行います。 |
| | | 動物愛護に関する絵・ポスター募集において、「動物愛護」という漠然的課題よりも、「猫は室内で飼いましょう」「犬を迷子にしない」等の具体的な課題の方が効果的です。 | 今後、具体的に取組を進めるにあたっての参考とします。 |
| 飼い主のいない猫を生み出さないための取組に関すること | 9 | 地域住民にとって飼い主のいない猫の管理は負担が大きいため、県が取組みの主体となること。 | 飼い主のいない猫の管理を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組は、地域の県民、ボランティア、関係団体、行政が連携して進めていくものと考えます。 |
| | | 地域猫活動(TNR活動含む)の推進・支援体制を構築し、不妊去勢手術の助成等、具体的な支援を検討していくべきです。 | |
| 災害時対策に関すること | 6 | 神戸や東北では、ボランティアがずいぶん活動しました。県内、県外のボランティアの活用やデータも準備してほしい。 | 今後、具体的に取組を進めるにあたっての参考とします。 |
| | | 災害対策の対象に、実験動物や産業動物を含めるべきです。 | 実験動物及び産業動物の適正な取扱いについては、取組項目(7)に記載しています。 |
| | | ペットと同行は無理です。犬も猫も他の動物も放すべきです。放すことで犬・猫の知恵で助かり、後でシェルターに保護できます。行政は動物がいられる土地、シェルター、餌の準備をしてほしい。 | 動物愛護の観点だけでなく、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、飼い主責任を基本とした同行避難が推進されています。 |
| 遺棄の定義に関すること | 6 | 遺棄とは愛護動物を、人が保護した状況から、保護されない状況におくことをいうので、「危険な場所」という記述は削除してください。 | 意見を踏まえ、修正します。 |
| 取組の主体に関すること | 5 | さまざまな主体の中に、警察関係機関との連携についても追記すべきです。 | 引き続き、警察との連携を密にし、遺棄・虐待の防止を図ります。 |
| | | 動物ボランティアの言葉が全くない。県内、県外のボランティアを正しく把握し、代表を動物愛護推進員に加えてほしい。 | ボランティアは、県民及び関係団体に含まれているものと考えます。後半の意見については、今後、具体的に取組を進めるにあたって検討します。 |
| その他 | 3 | (目標値に関すること) 犬・猫別の数値目標を設定すべきです。引取り数・殺処分数に占める割合は犬と猫の間に大きな差があります。犬及び猫の収容数や殺処分数の更なる減少を成し遂げるためには、問題に的確に対応する必要があり、そのためには、犬と猫それぞれに数値目標を定めたほうがより効果的であり、具体的な取組も立てやすくなると思われます。 | 今後、具体的に取組を進めるにあたっての参考とします。 |
| | | (犬・猫の譲渡に関すること) 生存の機会を増やす事は大事です。しかし他自治体との単純な数比べはナンセンスです。動物の苦痛を減らす事を第一に考えてください。譲渡事業については、各保健所で犬・仔猫の見学や手続きが出来るようにしてください。 | |
| | (動物取扱業に関すること) 第一種動物取扱業者に対して定期的に立入調査を継続して行うべきです。また、動物取扱業の適正化のために、必要に応じて事前連絡なしの立入調査や、第一種動物取扱業者において動物虐待が疑われる事案については、立入調査の際に警察官と同行するといった臨機応変な対応を取っていくことを明記すべきです。 | | |
| | (その他) 動物愛護推進員、実験動物等の適正な取扱い、特定動物飼養施設の立入検査、多頭飼育、狂犬病予防、所有者明示等に関すること。 | | |

第2次三重県動物愛護管理推進計画(中間案)に対する意見(市町、三重県動物愛護管理推進計画検討会及び県関係部署)

| 項目 | 件数 | 主な意見の概要 | 意見に対する回答(案) |
|-------------------|----|---|---|
| 適正飼養に関すること | 3 | 適正飼養の推進には、意識の向上に加え、知識を身につけることも重要だと思います。 | 意見を踏まえ、修正します。 |
| | | 飼い犬、飼い主のいない猫についての記載はあるが、飼い猫についての記載がない。家庭動物の飼養及び保管に関する基準をもとに、屋内飼育のすすめや、屋外飼育の場合の注意点について記載してはどうか。 | 飼い猫の屋内飼養については、取組項目(3)「家庭動物等を飼養するにあたっての責任とは」に記載します。 |
| 動物愛護管理の普及啓発に関すること | 2 | 県民の役割に、家族で「動物の命や動物との接し方について話し合う機会や動物にふれあう機会」を持つとの記載があるが、家族で話し合い、ふれあう機会を作るための仕掛けが必要。話し合う、ふれあうことの効果は？ | 今後、具体的に取組を進めるにあたっての参考とします。 |
| | | 動物愛護の絵・ポスターの募集や小学校等での動物愛護教室等の開催は、関係機関(学校)と連携して実施していると思われるが、本文中に関係機関の記載がない。 | 意見を踏まえ、修正します。 |
| 災害時対策に関すること | 2 | 平常時に、推進員の地域に根差した取り組みがあつてこそ、災害時の活動が有効になるのではと思います。 | 今後、具体的に取組を進めるにあたっての参考とします。 |
| 所有者明示に関すること | 2 | 市町の所有者明示の啓発について、「飼い犬の鑑札や注射済票による所有者明示」に限定する必要はないので、当該箇所を削除してはどうか。 | 意見のとおり、修正します。 |
| 身体障害者補助犬に関すること | 2 | 以下のとおり修正する。 「補助犬とその使用者に対する理解を…」 ⇒「身体障害者補助犬への対応や接し方等の理解を…」 | 意見のとおり、修正します。 |
| その他 | 1 | (取組の主体に関すること) 保健所政令市である四日市市について、取組の主体に明記してほしい。 | 意見のとおり、修正します。 |
| | 1 | (飼い主のいない猫を生み出さないための取組に関すること) 支援の内容を具体的に記載する必要があるのではないか。 | 意見を踏まえ、修正します。 |
| | 1 | (災害時対策に関すること) 県の取り組みとして、災害時の動物を使用する個人の把握について、予測のための調査が必要だと思います。 | 今後、具体的に取組を進めるにあたっての参考とします。 |
| | 1 | (遺棄・虐待防止に関すること) 連携の中に獣医師会を入れることは可能か。 | 関係団体(獣医師会を含む)、動物愛護推進員、四日市市、市町と連携して、遺棄・虐待防止に関する普及啓発を行うよう、文章を修正します。 |
| | 1 | (譲渡に関すること) 譲渡について、譲渡は大きな啓発の場でもあると思います。「適正飼養の理解を求め」より踏み込んだ表現を盛り込めないでしょうか。また、今後の取り組みとして、犬の適性を判断するだけでなく、犬への教育と問題行動の予防を盛り込めないでしょうか。 | 意見を踏まえ、修正します。後半の意見については、今後、具体的に取組を進めるにあたっての参考とします。 |
| | 1 | (全般) 計画には、計画→遂行→評価→修正の過程が必要です。 遂行には、具体的な行動目標を計画し、それぞれについて評価の方法を提示し、その都度修正する余地を残しておくことが重要だと思います。 今回の計画では、「具体的な取り組み」とうたってはいますが、目標は大きなもので、具体的な行動目標は不十分で、よって評価もおおまかなものとなっています。 計画を有効にするには、上記の具体的な行動(今できることと、将来可能なことなどを分けて考える)と目標、評価と修正のプログラムを、いつ、どのような形で提示するかを明らかにしておく必要があると思います。 各々の具体的な行動のアイデアについて、多くの議論が必要になると思いますので、今回の中間案に組み込むことが難しければ、今後の方向性と、具体化の提案をお願いします。 | 具体的な行動等については三重県動物愛護管理推進実施計画に記載するよう検討します。 |
| | 7 | 文言等の修正 | 意見を踏まえ、修正します。 |

2 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の導入後の状況について

1 概要

三重県では、身体に障がいのある方や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援するため、公共施設や商業施設などにある「おもいやり駐車場」の利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を平成24年10月1日から開始し、1年5か月が経過しました。

これまでに制度の周知・啓発等の取組を進めた結果、県民の間に制度が順調に定着しつつあります。

2 平成25年度の実績

「おもいやり駐車場」の適正利用が図られるよう、また、必要な方に利用証を申請していただけるよう、ショッピングセンター等における周知・啓発キャンペーンの実施や鉄道駅、路線バス車両へのポスター掲示などの取組を進めました。

さらに、より多くの「おもいやり駐車場」が設置されるよう商業施設を運営する事業者等を中心に協力を依頼しました。

(平成25年度 取組実績)

- ・キャンペーン：県内のショッピングセンター、イベント会場等38か所で実施
- ・駅舎へのポスター掲示：近鉄99駅とJR東海主要駅に約8か月の間で随時掲示
- ・路線バス車両へのポスター掲示：三重交通バス400台に約5か月間掲示

※ポスター掲示は、近畿日本鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、三重交通(株)の3社の協力により実施

これらの取組の結果、利用証の交付者数は順調に増加し、平成25年12月末現在で17,122人となっています。(参考：平成25年3月末時点 10,201人)

交付者区分ごとの内訳では、「身体障がい」が71.3%を占めており、それ以外では、「妊産婦」10.6%、「要介護高齢者等」8.3%、「知的障がい」2.9%と続いています。【資料1】

また、「おもいやり駐車場」の届出数は、平成25年12月末現在で、公共施設、民間施設を合わせて1,803施設、3,651区画となっています。(参考：平成25年3月末時点 1,560施設、3,296区画) 【資料2】

3 アンケート結果について

広く一般の方への制度の普及度を検証するため、インターネットを活用したe-モニターアンケートを平成25年11月に実施しました。

その結果、「制度の内容を知っている」と回答した方は41.1%となり、平成24年2月に実施した前回アンケート結果と比較して14.1ポイントの増加となりました。

また、制度を「知らない」と回答した方は21.4%で、前回と比較して28.9ポイント減少しました。

(参考) e-モニターアンケート「三重おもいやり駐車場利用証制度の認知度」

| 前 回 (平成25年2月実施、回答数874人) | | 今 回 (平成25年11月実施、回答数774人) | |
|----------------------------|-------|---------------------------------|-------|
| 知っている | 27.0% | 制度の内容を知っている | 41.1% |
| 名前を聞いた(見た)ことがある | 22.7% | 店舗等で「おもいやり駐車場」を見たことがあるが、内容は知らない | 37.5% |
| 知らない | 50.3% | 知らない | 21.4% |

さらに、当制度の導入効果を検証するため、利用証を取得した方に対するアンケートを平成26年1月に実施しました。(回答数 358人)

その結果、制度の導入により車をとめやすくなったと感じている方の割合は、「かなりとめやすくなった」、「少しとめやすくなった」を合わせて78.5%となりました。

一方、制度導入によって不適正利用が減少したと感じている方の割合は、「かなり減った」、「少し減った」を合わせて34.9%にとどまりました。

これらのアンケート結果については、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会において検証を行っており、今後の取組の参考としていきます。

4 平成26年度の取組について

県民に当制度が浸透しつつある一方、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることが課題となっています。

そのため、引き続き、広く制度の周知を図るとともに、「おもいやり駐車場」の適正な利用を推進するため、市町やユニバーサルデザインアドバイザー、事業者などさまざまな主体と連携し、制度の定着に向けた普及啓発の取組を実施します。

さらに、さまざまな施設に「おもいやり駐車場」が設置されるよう、飲食店や観光施設なども含め、事業者等に協力を依頼していきます。

「三重おもいやり駐車場利用証制度」

利用証 交付者数(累計)

(単位:人)

| (発行機関別) | 平成24年度(累計) | | | | | | | 平成25年度(累計) | | | | | | | | |
|-------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 9月末 | 10月末 | 11月末 | 12月末 | 1月末 | 2月末 | 3月末 | 4月末 | 5月末 | 6月末 | 7月末 | 8月末 | 9月末 | 10月末 | 11月末 | 12月末 |
| 本庁 | 312 | 456 | 540 | 587 | 614 | 636 | 675 | 699 | 724 | 747 | 765 | 798 | 813 | 832 | 850 | 857 |
| 北勢福祉事務所 | 630 | 1,446 | 1,940 | 2,236 | 2,436 | 2,720 | 2,923 | 3,153 | 3,358 | 3,580 | 3,739 | 4,119 | 4,288 | 4,582 | 4,836 | 5,104 |
| 鈴鹿保健所 | 363 | 917 | 1,161 | 1,360 | 1,486 | 1,648 | 1,810 | 1,935 | 2,045 | 2,179 | 2,321 | 2,490 | 2,590 | 2,710 | 2,950 | 3,046 |
| 津保健所 | 64 | 555 | 909 | 1,094 | 1,240 | 1,345 | 1,473 | 1,568 | 1,744 | 1,909 | 2,096 | 2,242 | 2,349 | 2,530 | 2,642 | 2,736 |
| 松阪保健所 | 123 | 462 | 731 | 830 | 879 | 960 | 1,026 | 1,091 | 1,155 | 1,244 | 1,296 | 1,371 | 1,431 | 1,484 | 1,555 | 1,664 |
| 多気度会福祉事務所 | 319 | 731 | 873 | 983 | 1,054 | 1,117 | 1,168 | 1,229 | 1,319 | 1,402 | 1,479 | 1,551 | 1,606 | 1,673 | 1,756 | 1,814 |
| 大紀町 | 0 | 31 | 38 | 40 | 41 | 41 | 42 | 47 | 47 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 | 48 |
| 伊賀保健所 | 292 | 482 | 570 | 655 | 719 | 777 | 838 | 912 | 991 | 1,059 | 1,147 | 1,235 | 1,318 | 1,405 | 1,461 | 1,514 |
| 紀北福祉事務所 | 51 | 85 | 95 | 105 | 119 | 128 | 134 | 141 | 147 | 154 | 163 | 167 | 172 | 175 | 180 | 185 |
| 紀南福祉事務所 | 24 | 66 | 75 | 89 | 95 | 104 | 112 | 120 | 123 | 128 | 137 | 140 | 144 | 148 | 150 | 154 |
| 交付者数 合計(累計) | 2,178 | 5,231 | 6,932 | 7,979 | 8,683 | 9,476 | 10,201 | 10,895 | 11,653 | 12,450 | 13,191 | 14,161 | 14,759 | 15,587 | 16,428 | 17,122 |
| 交付者数(月別) | 2,178 | 3,053 | 1,701 | 1,047 | 704 | 793 | 725 | 694 | 758 | 797 | 741 | 970 | 598 | 828 | 841 | 694 |

(単位:人、%)

| (区分別) | 平成24年度(累計) | | | | | | | 平成25年度(累計) | | | | | | | | | (構成比) |
|---------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 9月末 | 10月末 | 11月末 | 12月末 | 1月末 | 2月末 | 3月末 | 4月末 | 5月末 | 6月末 | 7月末 | 8月末 | 9月末 | 10月末 | 11月末 | 12月末 | |
| 身体障がい | 1,778 | 4,172 | 5,424 | 6,167 | 6,668 | 7,187 | 7,659 | 8,163 | 8,661 | 9,183 | 9,667 | 10,316 | 10,694 | 11,241 | 11,819 | 12,211 | 71.3% |
| 知的障がい | 58 | 162 | 245 | 284 | 299 | 325 | 344 | 360 | 385 | 409 | 425 | 436 | 451 | 463 | 478 | 492 | 2.9% |
| 精神障がい | 14 | 19 | 22 | 25 | 31 | 38 | 39 | 44 | 45 | 48 | 51 | 55 | 57 | 59 | 60 | 63 | 0.4% |
| 要介護高齢者等 | 142 | 375 | 513 | 599 | 666 | 757 | 822 | 871 | 945 | 1,015 | 1,091 | 1,163 | 1,220 | 1,304 | 1,377 | 1,425 | 8.3% |
| 難病患者 | 59 | 120 | 158 | 184 | 200 | 217 | 231 | 241 | 255 | 272 | 290 | 323 | 339 | 352 | 365 | 462 | 2.7% |
| 妊産婦 | 94 | 280 | 403 | 506 | 591 | 692 | 812 | 899 | 1,008 | 1,124 | 1,235 | 1,395 | 1,495 | 1,609 | 1,721 | 1,819 | 10.6% |
| けが人 | 6 | 15 | 23 | 28 | 30 | 35 | 35 | 35 | 37 | 41 | 48 | 53 | 59 | 64 | 73 | 76 | 0.4% |
| その他 | 27 | 88 | 144 | 186 | 198 | 225 | 259 | 282 | 317 | 358 | 384 | 420 | 444 | 495 | 535 | 574 | 3.4% |
| 合計(累計) | 2,178 | 5,231 | 6,932 | 7,979 | 8,683 | 9,476 | 10,201 | 10,895 | 11,653 | 12,450 | 13,191 | 14,161 | 14,759 | 15,587 | 16,428 | 17,122 | 100.0% |

【資料1】

「三重おもいやり駐車場利用証制度」

おもいやり駐車場 登録届出数(累計)

(単位:区画数)

| | 平成24年度(累計) | | | | | | | 平成25年度(累計) | | | | | | | | |
|------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 9月末 | 10月末 | 11月末 | 12月末 | 1月末 | 2月末 | 3月末 | 4月末 | 5月末 | 6月末 | 7月末 | 8月末 | 9月末 | 10月末 | 11月末 | 12月末 |
| 県 | 372 | 373 | 438 | 460 | 461 | 462 | 462 | 462 | 462 | 463 | 463 | 463 | 463 | 463 | 467 | 467 |
| 市 町 | 1,119 | 1,200 | 1,429 | 1,442 | 1,451 | 1,465 | 1,491 | 1,518 | 1,527 | 1,535 | 1,537 | 1,541 | 1,543 | 1,547 | 1,551 | 1,552 |
| その他 | 18 | 45 | 39 | 47 | 49 | 57 | 57 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 民間 | 769 | 980 | 1,061 | 1,068 | 1,094 | 1,174 | 1,286 | 1,392 | 1,411 | 1,420 | 1,440 | 1,467 | 1,475 | 1,480 | 1,499 | 1,547 |
| (内訳) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療施設 | 32 | 46 | 96 | 101 | 121 | 122 | 124 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 125 | 126 | 130 | 126 |
| 社会福祉施設 | 6 | 9 | 12 | 15 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 学校等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 5 | 5 | 7 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 商業施設(金融機関) | 97 | 110 | 124 | 124 | 124 | 127 | 129 | 129 | 132 | 132 | 133 | 133 | 133 | 133 | 133 | 134 |
| 商業施設(物販施設) | 606 | 786 | 801 | 802 | 805 | 879 | 981 | 1,036 | 1,050 | 1,055 | 1,071 | 1,081 | 1,085 | 1,089 | 1,102 | 1,153 |
| 商業施設(飲食施設) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 商業施設(その他) | 27 | 28 | 27 | 25 | 27 | 28 | 30 | 80 | 80 | 78 | 81 | 90 | 94 | 94 | 96 | 96 |
| 届出数 合計(累計) | 2,278 | 2,598 | 2,967 | 3,017 | 3,055 | 3,158 | 3,296 | 3,457 | 3,485 | 3,503 | 3,525 | 3,556 | 3,566 | 3,575 | 3,602 | 3,651 |
| ()は、施設数 | (1,036) | (1,210) | (1,371) | (1,407) | (1,420) | (1,451) | (1,560) | (1,655) | (1,668) | (1,681) | (1,698) | (1,715) | (1,722) | (1,728) | (1,748) | (1,803) |

| 市町別 区画数 | | | |
|---------|-----|------|-------|
| 津市 | 693 | 東員町 | 41 |
| 四日市市 | 509 | 菟野町 | 102 |
| 伊勢市 | 231 | 朝日町 | 23 |
| 松阪市 | 292 | 川越町 | 26 |
| 桑名市 | 208 | 多気町 | 56 |
| 鈴鹿市 | 423 | 明和町 | 66 |
| 名張市 | 161 | 大台町 | 38 |
| 尾鷲市 | 29 | 玉城町 | 20 |
| 亀山市 | 55 | 度会町 | 18 |
| 鳥羽市 | 26 | 大紀町 | 27 |
| 熊野市 | 50 | 南伊勢町 | 13 |
| いなべ市 | 67 | 紀北町 | 25 |
| 志摩市 | 105 | 御浜町 | 28 |
| 伊賀市 | 305 | 紀宝町 | 12 |
| 木曾岬町 | 2 | 計 | 3,651 |

| 用途別 区画数 | |
|------------|-------|
| 公共施設 | 1,636 |
| 医療施設 | 257 |
| 社会福祉施設 | 71 |
| 商業施設(金融機関) | 134 |
| 商業施設(物販施設) | 1,165 |
| 商業施設(飲食施設) | 12 |
| 商業施設(その他) | 85 |
| 宿泊施設 | 12 |
| 学校等 | 256 |
| その他 | 23 |
| 計 | 3,651 |

3 医師確保対策について

1 医師需給状況調査について

別冊「三重県における医療提供体制の充実・強化に向けて(最終報告に向けた施策の方向性(案))」のとおりです。

2 今後の医師確保対策について

(1) 現状・背景

厚生労働省の医師・歯科医師・薬剤師調査(平成24年12月末現在)によると、三重県の人口10万人あたりの医師数は197.3人(全国37位)と全国平均226.5人を30人程下回り、特に伊賀サブ保健医療圏(131.4人)、東紀州保健医療圏(156.1人)では、大きく下回っている状況にあります(詳細は別紙のとおりです)。

このような中、県では、平成16年度に医師修学資金貸与制度を設置し、平成20年度には貸与枠の拡大を行い、貸与者の累計が408名(平成26年2月末現在)に達し、今後、県内医療機関で勤務を開始する修学資金貸与者の段階的な増加が見込まれています。

さらに、これらの貸与者を含め、若手医師が県内に定着するよう、地域の医療機関を含む複数の医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できるキャリアアップ支援として、平成24年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて、後期臨床研修プログラム(以下「センタープログラム」と言う。)の作成を進め、平成26年度より利用者の募集を開始することとしています。

(2) 課題

本年度、県が実施した医師需給状況調査によると、変動要因に留意する必要があるものの、2025年～2030年には県内の医師総数の需給の差が解消される一方で、医師の地域偏在や診療科偏在は、依然解消されない見通しとなっており、その解決策として、センタープログラムの充実、指導医の確保及び女性医師が働きやすい環境づくり等の対策を講ずる必要があるとされました。

(3) 対応案

① 新たな後期臨床研修プログラムの作成

センタープログラムは、県内における若手医師のキャリアアップを支援するため、10年間の中で、地域の医療機関を含む複数の医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できるようにするものです。

しかしながら、医師の地域偏在を解消するためには、地域医療への貢献を希望する若手医師が、十分実践力を養った上で、確実に地域で医療を行えるような支援が求められます。

このため、専門医資格を取得しながら実践力を身に付けた医師が直ちに地域医療に貢献できるような新たな道筋を設ける必要があります。

具体的には、専門医資格を取得した上で地域の医療機関において最低1年従事する後期臨床研修プログラム(期間：8年を目途)を作成します。これに伴い、医師修学資金貸与制度においても、同プログラムに対応した「地域医療支援センターコース(仮)」を新設します。

【参考】現行の修学資金貸与制度に基づくコース

・ 県内勤務医コース

卒後県内10年間勤務

・ へき地医療コース

内科・外科コース：卒後県内7年間勤務(へき地勤務4年)

小児科・産婦人科コース：卒後県内6年間勤務(へき地勤務2年)

② 指導医育成のための研究等の機会の確保

地域に医師を確保するためには、適切な研修が受けられるよう地域の医療機関において指導医を確保することが重要です。指導医を確保するためには、県外からの招へいや県内の勤務調整といった取組が想定されるほか、中長期的に指導医となり得る能力を持った医師を育成していくことが必要です。

このためには、臨床を行いながらも、研究成果を挙げ、確実に学位がとれるような環境整備を図る必要があります。具体的には、医師修学資金貸与制度における返還免除のための義務勤務の中断期間が現行では2年間までとされているところ、大学院修学や国内外の留学の実態を踏まえつつ、必要と認められる場合は2年間を超えて中断が可能となるよう制度の見直しを行います。

【参考】三重県医師修学資金返還免除に関する条例 第二条 第三項

資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間は業務従事の継続性を中断しないものとする。ただし、当該期間は、業務に従事した期間には算入しないものとする。

- 一 疾病、災害その他やむを得ない理由のため業務に従事できないとき。
- 二 前項第三号の救急病院従事者又は救急医療機関等従事者が、医学に関する専門知識の修得を目的とする修学のため救急病院又は救急医療機関等における業務に従事できないとき。ただし、当該期間は、二年間を限度とする。

③ 女性医師が働きやすい環境づくり

医師需給状況調査では、医師に占める女性の比率が増加傾向にある中、女性医師においては体力面の不安や仕事と生活との両立の観点等から、特定の診療科を選択している可能性が指摘されています。

このような不安等を解消し、女性医師が特定の診療科に偏ることなく、様々な診療科で活躍できるようにするためには、妊娠時・子育て時の当直免除、短時間勤務に係る制度整備や保育施設の整備等を図りつつ、制度や施設の活用を促すよう職場での雰囲気づくりを進める必要があります。

このため、これらの取組を行う医療機関に対し、財政的な支援を行うほか、女性看護師等と合わせ一定の条件を満たすケースについて、「女性が働きやすい医療機関」に係る認証制度の導入を検討していきます。

三重県内の医師数について

- 三重県では、人口10万人あたりの医師数が全国平均より少ない(都道府県順位 37位)。
- 全国平均との差は診療所よりも病院の方が大きい(都道府県順位 病院42位、診療所22位)。
- 病院では、伊賀、東紀州、北勢、伊勢志摩地域の順に医師数が少ない。他方、診療所については、伊賀、北勢地域以外は、医師数が全国平均を上回っている。
- 診療科別でも、外科、小児科、麻酔科の全国順位は、順に37位、41位、46位となっている。

| | 総数 | 病院 | 診療所 | 内科 | 外科 | 小児科 | 産婦人科 | 麻酔科 |
|----------------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|
| 全国 | 226.5 | 147.7 | 78.8 | 80.7 | 18.3 | 12.8 | 10.0 | 6.4 |
| 三重県 | 197.3 37位 | 117.4 42位 | 79.9 22位 | 73.3 32位 | 16.2 37位 | 10.7 41位 | 9.0 36位 | 3.9 46位 |
| 北勢 | 165.2 | 93.6 | 71.6 | 62.2 | 13.9 | 7.9 | 7.9 | 2.7 |
| 津地域 | 334.4 | 239.0 | 95.4 | 107.5 | 28.3 | 24.0 | 14.5 | 6.7 |
| 伊賀 | 131.4 | 60.0 | 71.4 | 50.3 | 12.0 | 8.6 | 6.3 | 2.9 |
| 南勢 (伊勢志摩除く) | 218.1 | 137.1 | 81.0 | 81.4 | 14.7 | 8.5 | 8.0 | 7.6 |
| 伊勢志摩 | 190.9 | 95.7 | 95.2 | 78.6 | 15.8 | 10.0 | 9.2 | 2.9 |
| 東紀州 | 156.1 | 72.2 | 84.0 | 85.3 | 11.8 | 6.6 | 7.9 | 0.0 |

※いずれも人口10万人あたりの医師数(厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師調査(平成24年末))

※総数は、病院及び診療所医師の合計

4 看護職員確保対策等について

1 看護師需給状況調査について

別冊「三重県における医療提供体制の充実・強化に向けて（最終報告に向けた施策の方向性（案）」のとおりです。

2 看護職員の就業環境実態調査について

現職看護職員の生の声を聴き、就業環境の実態や課題を把握するとともに、今後の看護職員の離職防止及び確保・定着対策を検討するため、「看護職員の就業状況に関するアンケート」を実施しました。

（1）調査対象及び方法

平成24年12月末に実施した「業務従事者届」の届出のあった看護職員20,680人のうち、本調査への協力の意思があると回答したものから無作為に抽出した5,000人に対して調査票を郵送したところ、1,713人より回答を得ました（回収率：34.3%）。

このうち65歳以上を除外した1,660人を分析の対象としました。

（2）調査項目

看護職員の属性（実務経験年数、職位等）、勤務の状況（夜勤、休暇希望の通りやすさ等）や、「過去1年間の離職の意志」、「離職対策満足度」、「施設や部署の職場環境への思い」等を調査しました。

（3）結果の概要

① 「過去1年間の離職の意志」

「常にある（25%）」「時々ある（36.9%）」「稀にある（18.1%）」を合わせると80%でした。

理由として最も多かったのは、「労働条件への不満」であり、次いで「看護内容への不満」「精神的理由」でした。

② 「離職対策に関する満足度」

離職対策に関する17項目について、「満足していない」の割合が高い上位3位は、

「給与・手当の改善」66.6%

「人員増や、人員配置の調整による勤務体制の工夫」65.7%

「リフレッシュ休暇等の長期休暇制度」64.6% でした。

③ 「施設や部署の職場環境への思い」

看護職員にとって魅力的な職場環境を形成すると考えられる要因 22 項目について、所属部署に対してどう思うかを質問した結果、評価が低い（「全く思わない」の割合が高い）上位3位は、

「仕事に対する看護職の満足度が調査されている」 46.5%

「看護について相談できるように専門看護師等の配置がされている」
38.9%

「看護の質を評価するシステムが機能している」 36.2% でした。

④ 「過去1年間の離職の意志」と「離職対策満足度」

「過去1年間の離職の意志」と「離職対策満足度」には、ほとんどの項目において明確な関係は認められませんでした。

これは、離職対策として勤務条件の改善だけでは、離職の意志を減少させる結果に反映されない可能性があることを示しています。

⑤ 「過去1年間の離職の意志」と「施設や部署の職場環境への思い」

「過去1年間の離職の意志」と「施設や部署の職場環境への思い」の間には、ほとんどの項目において有意差が認められ、離職の意志が「全くない」では、施設や部署の職場環境への思いが「非常に思う（職場環境を魅力的であると捉えている）」割合が高いことが示されました。

これは、従来の離職対策（主に勤務条件の改善）に加えて、看護職員の働き続ける意欲を高めるためには、「魅力的な職場環境を整える必要性」があることを示しています。

3 三重県看護職員確保対策の全体像

看護師需給状況調査によると、看護師の地域偏在も存在するが、2035年時点でも依然として不足が見込まれるため、まずは総数不足解消の必要があり、そのためには、看護師の流出入で一番大きく、改善余地がある離職防止・復帰促進に焦点をあてて対策を講じる必要があるとされています。

また、看護職員の就業環境実態調査からは、「魅力的な職場環境を整える必要性」が示されています。

これらの結果等も踏まえ、看護職員確保対策について別紙のとおり総合的に取り組んでいくこととしています。

4 院内暴力等に関するアンケート調査について

医師や看護師等の不足が深刻な地域医療の現場において、職員が安全な環境で働くための院内整備が重要な課題となっており、県内医療機関の院内暴力の実態、医療従事者の負担や職場環境への影響等を把握することを目的として実施しました。

(1) 調査対象及び方法

県内全病院（103病院）に対して、アンケート調査票を郵送したところ、75施設より回答を得ました。（回収率：72.8%）

(2) 調査項目

「院内暴力・暴言など防止の管理体制」、「職員に対する安全の現状」、「職員に対する院内暴力・暴言などの実態」、「三重県に対する意見・要望」等について調査しました。

(3) 結果の概要

① 院内暴力・暴言など防止の管理体制

「組織的なリスク管理体制」、「暴力・暴言などへの対策マニュアルやガイドライン」を4割強が「整備していない」と回答し、「院内暴力等を回避するための研修や訓練」は6割が「実施していない」と回答しました。

一方、「職員に対する暴力・暴言などの被害を把握するための体制」は、約6割が「整備している」と回答しました。

② 職員に対する安全の現状

職員に対して、院内暴力・暴言が起こる「不安がある」と61.3%が回答し、職員に対する安全が「確保されている」と回答したのは14.6%にとどまりました。

③ 職員に対する院内暴力・暴言などの実態

約5割の病院が、過去1年間に、患者等から院内暴力・暴言などを「受けた」と回答し、暴力等により怪我をした職員の職種は、「看護師」が87.5%と最も大きな割合を占めました。また、暴力等を受けた職員に対して「支援を行っている」と66.7%が回答し、支援方法として最も大きな割合を占めたのは「上司、所属長による面談（86.0%）」でした。

④ 三重県に対する要望

三重県に対して、院内暴力等の医療安全対策に関する「要望がある」と6割以上が回答し、要望内容として、最も大きな割合を占めたのは「研修会等の実施（81.3%）」で、次いで「啓発の充実（56.3%）」でした。

(4) 今後の方針

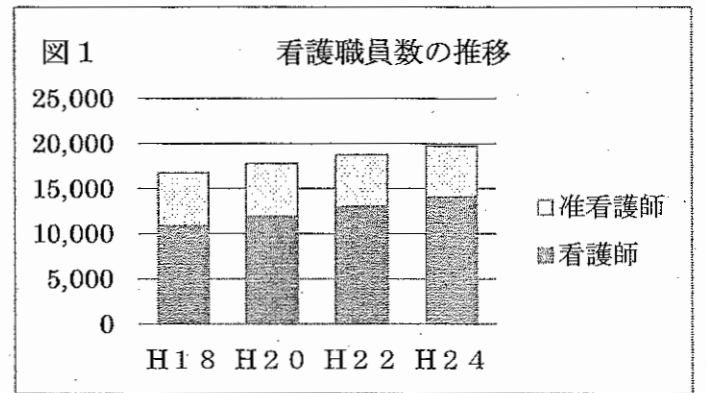
引き続き、医療安全支援センターが実施する「医療安全に関する研修会」等を通じて、医療従事者等に対して普及・啓発を実施するとともに、調査結果を踏まえ、院内暴力・暴言など防止の管理体制の整備支援など、医療安全対策の充実に努めてまいります。

なお、これらの対策は、院内暴力・暴言の対象となる割合が最も大きい看護師の確保対策にもつながっていくものと考えます。

三重県看護職員確保対策について

現状

- 三重県の平成24年末における就業看護師数は14,095人であり、人口10万人あたり766.0人と全国平均の796.6人を下回っており（全国35位）、また就業准看護師数は5,599人であり、人口10万人あたり304.3人と全国平均の280.6人を上回っている（全国27位）。
- 平成22年度に策定した「三重県第7次看護職員需給見通し」によると、看護職員については、平成23年は743人の不足となっており、看護職員数は今後増加するものの、平成27年度においても150人の不足が見込まれている。



これまでの取組

(◎:平成25年度当初予算、Ⓢ:平成26年度要求)

- 看護師等養成所運営費補助事業 (◎207,796千円→Ⓢ198,380千円)
- 看護師等修学資金貸付事業 (◎58,430千円→Ⓢ38,090千円)
- 保健師助産師看護師実習指導者講習会 (◎3,889千円→Ⓢ4,004千円)
- 専任教員再教育研修 (◎110千円→Ⓢ110千円)
- ナースセンター事業
 - ・1日看護体験・みえ看護フェスタ

- 院内保育所設置運営支援事業 (◎77,107千円→Ⓢ59,141千円)
- 新人看護職員研修事業 (◎36,063千円→Ⓢ29,279千円)
- 就労環境改善事業 (◎5,419千円→6,243千円)
 - ・相談窓口の設置
 - ・アドバイザー派遣
 - ・管理者等への研修(多様な勤務形態導入)
- がん医療水準均てん化の推進に向けた看護職員資質向上対策 (◎2,319千円→Ⓢ2,146千円)
- 高度在宅看護技術実務研修事業 (◎2,409千円→Ⓢ1,553千円)

- ナースセンター事業 (◎16,029千円→Ⓢ23,050千円)
 - ・ナースバンク事業
 - ・就職促進のための就職相談会
 - ・看護職員確保定着支援員の病院巡回訪問事業
- 潜在看護職員等復職研修事業 (◎2,445千円→Ⓢ1,481千円)

成果及び課題

(○:成果、■:課題)

- 看護職員数は、年々増加している(図1)。
- 県内18施設の養成所から、平成25年3月は771人の卒業生が輩出され、567人が県内で看護職員として従事している。
- 平成25年度に養成所の定員(30人)の増加があり、また平成26年度には、大学の看護学科(80人)が開設される予定である。
 - 平成25年3月において養成所の定員880人のうち、退学者は125人で、経年的にも卒業率が低下傾向である。
 - 県内養成所卒業の県外流出者数が、県外養成所卒業の県内流入者数を上回っている。

- 平成23年度離職率は、常勤看護職員では8.7%(全国平均10.9%)、新人看護職員は4.1%(全国平均7.5%)で、全国平均を下回り、平成20年度の常勤看護職員11.1%、新人看護職員5.9%から減少傾向にある。
- 新人看護職員の入職のあった病院の90%において新人看護職員研修体制の整備がされている。
- がん研修の修了者が、自施設でのがん看護向上の取組を推進している。
 - 看護職員の80%が「過去1年以内に仕事を辞めたい」と思ったことがあり、その理由は「労働条件への不満」「看護内容への不満」が上位となっている。
 - 看護職員の働き続ける意欲を高めるためには、勤務条件の改善に加え、魅力的な職場環境を整える必要がある。

- 平成24年度のナースバンク登録者860人のうち、452人が再就業につながった。
 - 三重県の看護職員の約60%は40歳以上で、比較的高齢化が進んでおり、2015年から2020年では、供給量が減少する見込みである。
 - 潜在看護職員数は、約10,000人と推計されるが、把握する仕組みがない。

今後の取組

(上段:平成26年度新たな取組、下段:平成26年度検討する取組)

- 専任教員養成指導者育成事業 (◎2,940千円)
 - ・専任教員養成講習会の開催準備
- 看護教員(専任教員)養成講習会(27年度開催予定)
- 退学者の減少をめざした支援体制の整備
 - ・全国の先進事例をベンチマーキングし、県内の養成所へ普及
- 県内就業に向けた学生への働きかけ
 - ・県外学生Uターン促進のための病院見学会や説明会等の情報集約及び発信の仕組みづくり
- 中高生への看護職をめざす動機づけ・特に男子学生への働きかけ
 - ・中高生や学校に対して看護学校情報や男性看護師の魅力等について情報発信できる機会の設定や仕組みづくり

- 看護補助者の活用などの研修会開催 (◎1,312千円)
- 医療勤務環境改善支援センター事業 (◎3,936千円)
 - ・医療機関に対して労務管理、医業経営、院内暴力等への組織的対応など、ワンストップによる専門的・総合的な相談支援体制の整備
- 中堅看護職員実務研修 (◎603千円)
 - ・認知症看護の実践力向上をめざした研修
- 働き続けられる職場環境整備
 - ・職員の声を活かした、多様なニーズにも対応可能な保育所の整備や、多様な勤務形態の導入などの勤務条件改善の取組
 - ・魅力的な職場環境づくりのため、仕事に対する満足度調査の実施や、「女性が働きやすい医療機関」認証制度の導入
- 専門看護師、認定看護師等の資格取得への支援
 - ・専門性やキャリアを高めることによる働きがいの維持・向上

- 看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業 (◎372千円)
 - ※ナースセンター事業の内数
 - ・ナースセンター相談員のハローワークへの派遣等
- 免許保持者のナースセンターへの「届出」制度導入(27年度)
- 潜在化の抑制への支援
 - ・届出登録者への看護トレンドや県内病院の復職研修等の情報発信
 - ・退職者・離職者とのつながりを維持する仕組みの検討
- 高齢退職者の再雇用促進
 - ・退職後のキャリアプラン支援、福祉・介護分野等病院以外への就労促進

子ども・中高生 看護学生

看護職員(新人期・中堅期・管理期)

潜在看護職員

養成支援

定着促進・資質向上

人材確保・再就業

養成力の強化・看護学生の確保

魅力的な病院づくり

潜在化抑制と復職支援

5 後期高齢者医療制度における保険料の改定と 後期高齢者医療財政安定化基金への拠出率の設定について

1 保険料の改定と財政安定化基金について

(1) 後期高齢者医療制度では、2年度を単位として保険料を定めており、平成25年度中に、平成26・27年度の保険料を定める必要があります。

保険料は、三重県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」といいます。）の条例で定められますが、条例改正にあたって、あらかじめ知事に協議しなければならないこととされています。

(2) 県では、保険料未納や給付増のリスク等による広域連合の財政運営への影響に対応するため、後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」といいます。）を設置していますが、平成22・23年度からは、保険料の抑制のために用いることができるようになってきました。基金の財源は、国・県・広域連合が三分の一ずつ拠出することにより確保しており、この基金への拠出率は、直近の医療給付費等の実績に基づき県の条例で定めることとされています。

このため、今年度中に、平成26・27年度の拠出率を設定し、基金条例を改正する必要があります（平成20年度から25年度までは、制度開始時の特例で6年間を一期間として拠出率を定めることとなっており、その率は0.11%です。）。

なお、拠出率については、国が標準拠出率を示している、平成26・27年度の財政運営期間における標準拠出率は、医療給付費等（見込額）の0.044%です。

2 保険料の試算と基金への拠出率について

(1) 広域連合の試算では、保険料上昇の抑制措置を行わない場合、本県の平成26・27年度一人当たり保険料額は、前回と比べて8.9%上昇すると見込んでいます。一方、基金から平成25年度末の残高である12億円を拠出し、剰余金4千百万円を充当すると、伸び率は5.5%にとどまると見込んでいます。この場合、保険料は全国において高い順で26位になり（前回31位）、伸び率は全国で3番目に高い水準となります。

広域連合としては、保険料の上昇幅を極力抑制するため、県に対して基金から12億円を取り崩して広域連合へ交付することを求めています。

| | H24・H25年度 | | H26・H27年度 | | |
|-----------|-----------|-----|-------------------------|-----|--------------|
| | | 順位 | 基金12億円と 剰余金4千百万円金を活用 | 順位 | 保険料抑制策 なし |
| 一人当たり保険料額 | 53,539円 | 31位 | 56,497円 | 26位 | 58,293円 |
| 伸び率 | 8.8% | — | 5.5% | 3位 | 8.9% |
| 均等割額 | 39,120円 | 42位 | 43,050円 | 30位 | 44,424円 |
| 伸び率 | 6.3% | — | 10.0% | — | 13.6% |
| 所得割率 | 7.55% | 40位 | 8.30% | 31位 | 8.60% |
| 伸び率 | 10.5% | — | 9.9% | — | 13.9% |

※ 保険料額の水準は、被保険者の所得水準と相関関係がみられます。本県の被保険者一人あたりの基準所得額は、平成24年度において493,805円であり、高い方から24番目です。

※ 保険料の伸び率は、基金や剰余金を用いてどの程度上昇幅を抑制するかということと関係があります。本県の基金や剰余金を保険料上昇の抑制に用いる額は、被保険者一人当たり4,953円で、少ない方から4番目です。

(2) 平成 26・27 年度における本県の基金への拠出率は、保険料の収納不足や医療給付費等の増加に係る財政リスクを基に国が示した計算方法に従って算出すると 0.041%となります。

この場合、県が基金に拠出する額は、平成 26・27 年度の 2 ケ年で 1.6 億円となります。また、当該期間における財政リスクに対応するため基金に確保すべき必要額は、4.8 億円となります。平成 26・27 年度に、広域連合が希望する 12 億円を取り崩した場合でも、平成 27 年度末残高見込額は 5.6 億円となり、基金に確保すべき必要額である 4.8 億円を上回ります（取崩しが可能な額は最大で 12.8 億円です。）。

【基金への拠出額】

3,860 億円 × 0.041% = 1.6 億円
平成 26・27 年度医療給付費等（見込額） 拠出率

【基金に確保すべき必要額】

3,860 億円 × 0.124% = 4.8 億円
平成 26・27 年度医療給付費等（見込額） 財政リスク

【基金残高（単位：億円）】

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25(見込) | H26(見込) | H27(見込) |
|---------|-----|-----|------|------|------|---------|---------|---------|
| 積立額 | 4.9 | 4.9 | 5.5 | 5.5 | 5.9 | 5.9 | 2.4 | 2.4 |
| 取崩し額 | — | — | — | 10.0 | — | 10.0 | — | 12.0 |
| 年度末基金残高 | 4.9 | 9.9 | 15.4 | 10.9 | 16.8 | 12.8 | 15.2 | 5.6 |

3 考え方

(1) 高齢基礎年金等の年金額の特例水準が段階的に解消されることや、消費税の引き上げなどにより、高齢者を取り巻く状況は厳しくなっていることから、保険料の上昇を極力抑制することが求められています。しかし、広域連合では平成 25 年度末の剰余金を 4 千百万円しか見込むことができず、保険料の上昇を抑制するためには、基金を取崩し広域連合へ交付することが必要です。

(2) 基金への拠出率を 0.041%に設定することにより、平成 27 年度末において、広域連合が希望する 12 億円の取崩しに対応しつつ基金本来の趣旨である財政リスクに対応するために必要な額である 4.8 億円を確保できます。また、この率は、国が示す標準拠出率にほぼ近いものであることから、妥当なものと考えます。

4 対応策

(1) 広域連合の要望どおり、

- ① 平成 27 年度に、県から広域連合に対して 12 億円の範囲内で必要な額を基金から取崩して交付することを認め、
- ② 基金からの取崩し額の 12 億円の交付を見込んで設定した平成 26・27 年度の保険料を内容とする広域連合の条例改正に係る知事協議について、平成 26 年 2 月 12 日付で同意しました。

なお、知事協議については、同月 26 日に開催された広域連合議会前に回答する必要があるため、「県議会において関連する条例案及び予算の議決が得られた場合に交付する」ことを条件としました。

(2) 平成 26・27 年度の基金への拠出率については、医療給付費等（見込額）の 0.11% から 0.041%に変更する内容の基金条例改正案を、平成 26 年 2 月定例月会議に提出しています。

6 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 第4次改定版（最終案）について

1 計画概要 別紙1のとおり

2 「中間案」からの主な変更点

(1) 評価指標に関するもの

平成25年度実績（見込み）を踏まえ、数値目標を設定しました。
別紙2のとおり

(2) 記述内容に関するもの

2 「DV被害に気づくことができる社会」 <P12>

DV被害者が誰にも助けを求めない理由に、性別による要因を追記しました。
(修正前)

被害者は、子どものことや経済的な理由から我慢を重ねたり、恐怖感・無力感により助けを求めることを諦めてしまう場合があります。

(修正後)

被害者は、社会的に作られた男女のあり方に縛られ相談できなかつたり、子どものことや経済的な理由から我慢を重ねたり、恐怖感・無力感により助けを求めることを諦めてしまう場合があります。

3 DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会

(7) 関係機関、職務関係者への研修やサポートの充実 <p20>

「関係機関、職務関係者への研修やサポートの充実」に職務関係者に対する危機管理意識の向上に向けた取組を追加しました。

(追記した内容)

DV被害者は、加害者からの暴力という危険な状況の中で生活しており、DV対応は常に危険と隣り合わせといえます。

そのため、不適切な対応は、DV被害者に更なる暴力を受ける危険を生じさせる恐れがあることから、女性相談員等職務関係者は、これを回避するための危機管理意識を身につけることが重要で、その向上に向けた取組（研修）を充実強化する必要があります。

(修正前)

具体的な取組

①二次的被害の防止に向けた支援者等に対する研修の充実

(修正後)

具体的な取組

①危機管理意識の向上及び二次的被害の防止に向けた支援者等に対する研修の充実

3 パブリックコメントの状況

(1) 実施期間 平成25年12月17日～平成26年1月16日

(2) 寄せられた意見数 14件

(3) 主な意見の概要と意見に対する考え方

①相談体制の整備

【意見】

DV被害者支援は、子どもがいる場合、学校や保育園、児童相談所、福祉機関、警察などそれぞれが対応するのではなく関係機関が一か所集まる体制も必要なケースがある。

【考え方】

DV被害者に子どもがいる場合、子どもに対する影響もあると考えられることから、市町が設置する「要保護児童対策地域協議会」において関係機関が情報共有を行い、被害者支援を進めています。今後もさらなる支援の充実に向けた取組を検討していきます。

②自立支援のための体制づくり

【意見】

民間団体で、心理カウンセリングの専門家を招いた研修会などを開催している。関係職員の参加も多いが、より参加しやすいような取り組みも必要ではないかと思う。また、子どもに対する支援についても民間団体を活用していただきたい。

【考え方】

DV被害者に対する支援は、心理的ケアのほか、就労、住居、子どもの就学など多様な取組が必要とされており、民間団体による被害者支援も重要な取組であると考えています。県といたしましても、DV被害者支援を行っている民間団体と連携し、より一層の支援の充実を図っていきたいと考えています。

「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」 第4次改定版（最終案）の概要

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法 平成14年施行）に基づき、平成18年3月に本計画を策定し、平成23年度から第3次計画について、DV防止及び被害者の保護等に取り組んできました。

平成25年7月に公布されたDV防止法の改正を踏まえ、DV被害の現状、これまでの取組の成果と課題を整理したうえで、県基本計画を見直し、より一層DVの防止及び被害者に対する支援の充実を図っていきます。

2 計画の位置づけ

DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画です。

また、「みえ県民カビジョン」及び「第2次三重県男女共同参画基本計画」に示すめざすべき姿の実現に向けた計画として位置づけています。

3 計画期間

平成26年度から平成28年度までの3年間

4 計画における基本的な考え方・視点

- ・DVは、重大な人権侵害であり、男女が置かれてきた社会的・構造的問題があるという認識を持ち、この問題を社会全体で受け止め、DVの起こらない社会の実現に向けて対応します。
- ・DV被害の早期発見・早期対応により、「安全」「安心」の確保を図り、被害者自らの意思が尊重され、自立等に向けた適切な支援が受けられる環境を充実します。
- ・DVと児童虐待との関連を重視し、被害者及び子どもの最善の利益のため、総合的な支援が適切に提供されるようにします。
- ・市町をはじめとする関係行政機関との連携を図りつつ、県がその担うべき役割をしっかりと果たすとともに、地域住民、団体と協働して取り組みます。
- ・国の示した基本方針を踏まえた上で、県の実情に即しつつ、市町における取組が促進されるよう、取組の方向性や具体的な内容を記載します。

5 計画の構成

基本的な考え方・視点を踏まえ、「県基本計画」がめざす姿を4つの社会像に分けて掲げています。

- ①DVが「起こらない」社会（未然防止対策）
- ②DV被害に「気づく」ことができる社会（啓発対策）

③DV被害者の「安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる」社会
(支援体制構築対策)

④DVに対して「多様な主体が取り組む」社会(多様な主体との協働)

<数値目標>

めざすべき社会像を実現するため、「県基本計画」の計画期間において達成すべき数値目標を「めざすべき社会像」ごとに掲げています。(別紙)

6 計画の体系



7 DV被害者支援フローチャート

<省略>

II 計画の内容

1 「DVが起こらない社会」(未然防止対策)

- ・ DVに関する周知、啓発（街頭啓発、ポスター配布、セミナーなど）
- ・ 若年層を対象とした予防施策（学校におけるデートDVや男女共同参画に関する研修の実施など）
- ・ 加害者にならないための取組の研究（未然防止施策の研究、国等による加害者更生に関する研究状況の把握）

2 「DV被害に『気づく』ことができる社会」(啓発対策)

- ・ 関係機関によるDV被害の発見と通報の環境づくり（医療機関、各種相談窓口、福祉・教育関係者等に対する研修の実施や情報提供、県民からの発見通報が行われるための啓発など）
- ・ 被害者に対する情報提供（ホームページや子育て情報誌等への掲載による相談機関の周知、DV相談先カードの配布など）

3 「DV被害者の『安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる』社会」(支援体制構築)

- ・ 相談体制の充実（夜間休日の相談体制の検討、男性被害者やデートDVの相談環境の整備、配偶者暴力相談支援センター機能を含めた県内相談体制の検討、弁護士による専門相談）
- ・ 被害者の保護体制と加害者対策の強化（警察や配偶者暴力相談支援センター等の連携による被害者保護、男性被害者の保護体制の検討など）
- ・ 被害者の自立支援（メンタルケアの実施、就労支援、公営住宅の利用などによる住居の確保、福祉施設の活用など）
- ・ 子どもへの支援のための体制づくり（DVが子どもに与える影響の理解促進、児童相談所との連携、被害者と同伴する子どもに対する保育や学習の指導など）
- ・ 外国人、障がい者等への対応（啓発資料等の多言語化、通訳者の確保、手話通訳など障がいに配慮した情報提供など）
- ・ 職務関係者等への研修やサポート体制の充実（危機管理意識の向上や二次被害防止を目的とした支援者に対する研修及び心理的サポートを充実）

4 「DVに対して『多様な主体が取り組む』社会(多様な主体との協働)

- ・ 広域的なDV対応・連携の促進（(県DV防止会議の開催などによる関係機関の連携強化）
- ・ 保護自立支援における関係機関との連携強化（配偶者暴力センターにおける関係機関との連携強化等）
- ・ 民間団体との連携による被害者支援の実施
- ・ 市町によるDV対策の促進支援（市町基本計画や市町配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた情報提供及び助言）

数値目標 (案)

| | 目 標 項 目 | 25 年度 目 標 | 現 状 値 (25 年度) | 28 年度 目 標 |
|---|--|-----------------|------------------|--------------|
| 「DVが起こらない社会」(未然防止対策) | | | | |
| 主指標 | DV防止法を知っている人の割合 (県民アンケート) | 50% 24 年調査 | 46.5% 24 年調査 | 60% |
| 副指標 | 「女性に対する暴力をなくす運動期間」 中に啓発を行う地域数 | 15 か所 | 18 か所 | 27 か所 |
| | (新) 学校に対しDV防止の啓発を行った回数(累 計) | — | 39 回 | 120 回 |
| 「DV被害に『気づく』ことができる社会」(啓発対策) | | | | |
| 主指標 | DV被害をうけた経験のある人のうち、どこ(だれ) かに相談したことがある人の割合(県民アンケート) | 44.4% 24 年調査 | 20.3% 25 年調査 | 50% |
| 副指標 | (新) 県ホームページや県広報、子育て情報誌への 掲載等による情報発信の回数(年間) | — | 6 回 | 10 回 |
| | (新) 医療関係者や民生委員など、DV被害を発見 する可能性のある関係機関への啓発活動(研修等の 回数) | — | 未実施 | 3 回 |
| 「DV被害者の『安全・安心が確保され自立等への支援が受けられる』社会」 (支援体制構築) | | | | |
| 主指標 | (新) 一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等 への入所や地域における自立生活につながった人の 割合 | — | 80% | 100% |
| 副指標 | (新) 配偶者暴力相談支援センターを設置する市町 数 | — | 0 | 3 市町 |
| | (新) 女性(婦人)相談員及び警察職員に対する研 修(教養)の実施回数 | — | 年 6 回 | 年 9 回 |
| 「DVに対して『多様な主体が取り組む』社会(多様な主体との協働) | | | | |
| 主指標 | 市町基本計画を策定した市町数 | 5 市町 | 10 市町 | 15 市町 |
| 副指標 | 県・地域DV防止会議開催数 | 年 8 回 | 年 6 回 | 年 6 回 |
| | (新) 民間団体と県の協働により実施した被害者支 援の取組を利用した被害者数(延べ人数) | — | 50 人 | 150 人 |

7 福祉休養ホーム瀨流荘の譲渡について

1 経緯

(1) 瀨流荘建設の経緯

福祉休養ホーム瀨流荘は、「県南中高年層や県民の保養・休養の場を提供し、生きがいと健康づくりに資するとともに、高齢化と過疎化が著しい紀和町及び東紀州広域の観光基盤の強化をめざし、その観光を通じた地域振興」のため、平成2年、紀和町（合併後は熊野市）から要請を受け、県が施設整備し、県の財産を無償で貸し付ける形態で、現在、熊野市が運営を行っています。

(2) 県の行政システム改革

平成10年度以降の県の行政システム改革の一環として、健康福祉部で所管していた宿泊施設「ゆずりは荘」及び「ふよう荘」は、平成16年度にそれぞれ廃止、民間譲渡を行いました。一方、瀨流荘は、紀和町及び東紀州広域の地域振興施策の一環として整備を行い、紀和町に無償貸付し運営を行うという形態をとってきたため、行政改革の見直し対象とされず、県有施設として存続してきました。

(3) 瀨流荘の譲渡に向けた協議

平成17年度以降、管理運営を熊野市に一元化することで、地域振興やより効率的・効果的な経営につなげられるのではないかと考え、同市に対し施設譲渡について働きかけてきたところです。

平成24年3月、県が施設改修する条件で譲り受けるとの同市の意向が示されたことから、譲渡に関する協議を重ねてきた結果、今回協議が整いました。

2 施設譲渡及び施設改修にかかる財政支援について

(1) 瀨流荘の改修に関する市の考え方

熊野市は、鬼ヶ城センターや湯ノ口温泉の建て替え、熊野尾鷲道路の開通など、周辺施設や道路の整備に伴う観光資源の充実により熊野市全体の集客につなげるべく取り組んでいるところであり、瀨流荘を改修することで、さらなる集客の増大をめざしています。

(2) 県の対応

- ① 管理運営を一元化し市が主体的な経営を行うことで、政策目的や効率的・効果的な経営の実現につなげるため、平成26年4月1日をもって瀨流荘を熊野市に無償譲渡します。
- ② 当該施設は、建設から24年を経過するもののこれまで改修を行っていないことから、譲渡にあたって、県が保有し続ける場合の必要最小限の改修経費相当額(2.5億円)を上限として、市が行う改修にかかる経費に対し財政支援を行います。

(平成26年度当初予算計上額：1,309千円（実施設計費相当分）)

8 包括外部監査結果に対する対応について

平成 25 年度包括外部監査結果に対する今後の対応方針及び平成 24 年度包括外部監査結果に対する対応結果について報告します。

1 平成 25 年度包括外部監査の概要

(1) 実施テーマ

防災・減災等事業に関する事務の執行について

(2) 指摘事項

【結果】

- ・補助事業の契約方法等のモニタリングについて（地域医療推進課）
- ・資機材の管理規定の整備と定期的な実地棚卸の実施について
（地域医療推進課）

【意見】

- ・資機材の保管方法について（地域医療推進課）
- ・SCUの設置場所について（地域医療推進課）
- ・事業における目標の設定について（障がい福祉課）
- ・耐震診断業務の有効性や経済性の検討について(子育て支援課)
- ・耐震診断結果報告の記載事項の検討について(子育て支援課)

(3) 指摘内容

指摘内容及び対応方針は、49頁から55頁のとおりです。

2 平成 24 年度包括外部監査の概要

(1) 実施テーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

(2) 指摘事項

【結果】

- ・ 公有財産台帳の施設名称の変更登録について（子育て支援課）

【意見】

- ・ 社会福社会館内の大会議室等の広報について（健康福祉総務課）
- ・ 三重北勢健康増進センター敷地の処遇について（健康づくり課）
- ・ 福祉休養ホーム瀨流荘の建物の処遇について（健康福祉総務課）

(3) 指摘内容

指摘内容及び対応結果は、56頁から57頁のとおりです。

**平成 25 年度 包括外部監査結果に対する対応方針
(健康福祉部)**

| テーマ・区分・内容 | 対応方針 |
|--|---|
| 防災・減災等事業に関する事務の執行について | |
| 医療施設耐震化整備事業について | |
| 補助事業の契約方法等のモニタリングについて【結果】 | |
| <p>当該補助事業は、災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備を行い、適切な医療提供体制の維持を図ることを目的とするものであり、補助事業者が補助金を受けるには、適時に県に申請や報告を行わなければならない。また、県は適時に申請や報告を受けた上で、完成時には完成検査を実施している。</p> <p>ここで、医療施設補助金交付要領には補助金の交付の条件として、「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。」との定めがある。</p> <p>① A病院について 提出された事業計画書には、契約方法について一般競争入札とされており、実際に一般競争入札にて施工業者を選定している。しかし、県の作成する完成検査資料の記載を確認したところ、交付条件の検査の欄に、「指名競争入札(4社)」と記載されていた。完成検査を実施し、その結果を適切に記録・保存することは、適切な補助金の支出に関する事務の執行において重要であるため、正確に記録すべきである。</p> <p>② B病院について B病院より提出された事業計画書には、契約方法について指名競争入札と記載されている。上述のとおり、補助金を受けるには「一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない」と定められていることから、B病院は県の契約手続の取扱いに準拠する必要がある。</p> <p>三重県会計規則運用方針では、県における契約方法はできる限り一般競争入札によることとし、指名競争入札を採用する場合には明確な理由が必要である。</p> <p>ここで、今回のB病院に対する補助金について、県が作成する完成検査資料の記載を確認したところ、交付条件の検査の欄に「10社による指名競争入札。指名競争入札にした理由は、スケジュール的に厳しいため(過去にも一般入札にしたケースなし)」と記載されていた。</p> <p>しかし、三重県会計規則運用方針に照らすと、単にスケジュール的に厳しいことや過去に一般競争入札にし</p> | <p>①について 記載誤りのため、今後注意します。</p> <p>②及び③について 当補助金交付にかかる留意事項として、入札実施に当たっては三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌のうえ入札方法及び手続きを検討、実施し、これらにかかる記録を保存する旨について医療施設補助金交付要領に明記し、補助対象事業者に対して示すこととします。</p> |

ていないことは、指名競争入札とする明確な理由としては不十分であると考えられる。今後は三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌し、一般競争入札の採用の可否、それが採用できない場合にはその理由及び契約手続の検討、そしてこれらの検討結果の記録が必要である。

③ C病院について

C病院より提出された事業計画書には、契約方法について指名競争入札と記載されている。また、県の作成する完成検査資料では、「関係市町のA及びBランク事業者の中で指名競争入札を実施」と記載されていた。

C病院における請負工事等指名委員会の資料によると、指名競争入札とした理由について、「工事内容から判断するとC病院管内の建築業者でも施工が可能と判断し、厳しい過疎地における建築管内業者の育成という事も含め管内4業者を指名し競争入札とすることを決定する。」と記載されていた。

しかし、管内の業者の育成の重要性は理解できるが、これは一般競争入札とした上で必要な参加資格を設定するなどによっても実現可能であり、三重県会計規則運用方針に照らすと、指名競争入札を採用する明確な理由とはならないと考えられる。また、三重県会計規則では「指名競争入札により契約を締結しようとするときは、原則として五人以上指名しなければならない」とされているが、C病院については4業者しか指名されていない。競争性を確保するためには、入札参加者を必要以上に限定することは避けるべきである。

B病院についての記載と同様であるが、今後は三重県会計規則運用方針の趣旨を十分に斟酌し、一般競争入札の採用の可否、それが採用できない場合にはその理由及び契約手続の検討、そしてこれらの検討結果の記録が必要である。

| テーマ・区分・内容 | 対応方針 |
|--|---|
| 災害医療体制強化推進事業について | |
| 資機材の管理規定の整備と定期的な実地棚卸の実施について【結果】 | |
| <p>県の広域搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」）としては、三重大学の運動場と伊勢市の宮川ラブリバー公園が位置づけられており、それぞれに必要な資機材が保管されている。これらは県の所有物であり、県の管理下にある。</p> <p>しかし、現状、これらの管理方法に関する規程が整備されておらず、定期的な実地棚卸が行われていない。これらの資機材については防災訓練等で使用されることもあり、また消毒液や保存水など使用期限がある物品もある。したがって、資機材の管理に関する規程を定め、それに従って定期的に実地棚卸を実施し、あるべき数量が、いつでも使用可能な状態で適切に保管されていることを確認すべきである。</p> | <p>SCU資機材の管理規程を定めます。なお、管理規程に実地棚卸に関する事項を規定し、定期的に実地棚卸を行うこととします。</p> |
| 資機材の保管方法について【意見】 | |
| <p>三重大学に保管されている資機材の保管場所のうち、グラウンドの傍の物置については、保管されている資機材の量に対して物置の大きさが小さく、物置の中は資機材が積みあがっている状況である。実際に現地を視察したところ、物置の奥の方の物品については、数人がかりで手前の資機材を一旦外に運び出さないと確認できない状況であった。災害時の混乱している状況下で、必要な資機材を速やかに利用するためには、十分な広さの保管場所を確保することが望ましい。</p> | <p>当該物置に保管されている資機材については、SCUの設置が必要となった場合、一部の資機材を使用するのではなく、全ての資機材を外に出して使用します。そのため、全ての資機材を収納できる広さが確保されていれば良く、現状においてその広さは確保されていると考えていますが、今後も整理整頓について心がけていきます。</p> |
| SCUの設置場所について【意見】 | |
| <p>三重大学は伊勢湾の海沿いにあり、その中でもグラウンドは伊勢湾に面した海拔1～2m程度の場所で、その傍にSCUの資機材保管用のメインの物置が設置されている。これでは、東日本大震災のような大災害が起き、津波がきた場合には、SCUとしての機能が果たせなくなる可能性があり、また必要な資機材も流されてしまい使用不能となるおそれがある。</p> <p>SCUの設置場所については平成19年3月の国の中央防災会議幹事会で策定された「東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」にて指定されており、県だけの判断によりSCUの設置場</p> | <p>SCU代替地について検討のうえ、関係機関に協力を依頼します。また、SCU代替地として機能できるよう、資機材等を整備します。</p> |

所を変更することはできない。しかし、東日本大震災のような津波被害が発生してしまった現状としては、津波による被害も想定して、代替地を確保することが必要と考える。

| テーマ・区分・内容 | 対応方針 |
|--|---|
| 障がい者福祉サービス施設減災対策推進事業について | |
| 事業における目標の設定について【意見】 | |
| <p>障がい関係施設については、「入所施設における耐震化率」を数値目標としており、これは平成25年度の障がい者施設耐震化等整備事業により完了する見込みである。一方、障がい関係施設のうち通所系施設を主に対象とした本事業については、本事業単独での耐震化についての数値目標が設定されていない。これは、通所系施設は、新規事業所が年々開設され増加しており、本事業以外の要因により耐震化率などの数値が左右される要素が大きいこと、通所系施設は事業者が家主から施設を賃借して運営しているケースがあり、事業者の判断のみで耐震整備や耐震診断を実施できないケースがあることなどに起因している。</p> <p>本事業における平成24年度中の実績として、耐震診断は1件実施されたものの、耐震化が未実施の通所系施設90棟（平成24年4月1日時点）において耐震化整備の実績はない。これでは「命を守る緊急減災プロジェクト」の事業として、障がい者福祉サービスを実施する施設における利用者の安全・安心を確保するという事業の目的を達成するには不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>入所施設に限らず、災害時要援護者である障がい者が利用する施設全体での耐震化を事業化している点は評価でき、本事業の実施や耐震化率といった数値目標の設定が難しい点は理解できる。しかし、事業者への働きかけなど当該事業の目的を達成するための何らかの方策や、本事業の成果や活動を表す目標の設定の検討は必要であると考えます。</p> | <p>障がい福祉サービス事業所の通所系施設については、未耐震の施設が県内に残されていることから、施設が実施する耐震改修等への補助制度を継続するとともに、未耐震施設の設置形態などの状況をふまえ、耐震化が進む方策について検討していきます。</p> |

| テーマ・区分・内容 | 対応方針 |
|--|---|
| 家庭的養護体制充実支援事業について | |
| 耐震診断業務の有効性や経済性の検討について【意見】 | |
| <p>児童福祉補助金交付要領によると、児童福祉関係施設を設置する社会福祉法人等（以下「補助事業者」）は、補助金の交付を申請するにあたり、耐震診断事業調書や面積表、耐震診断に要する予定金額がわかる見積書等を県に提出しなければならないとされている。</p> <p>補助対象面積あたりの補助対象事業費を比較してみると、補助事業者AとBの間では約4.6倍の差がある。つまり、補助事業者AはBの約4.6倍の単価で耐震診断を実施し、その結果、上限いっぱいまで補助金を支出していることになる。当該事業については、補助金支出に際して有効性や経済性の観点からの検討が十分になされておらず、いかなる理由でこのような単価の差が生じているのかが明らかでない。</p> <p>耐震診断を実施するには専門的な知識や技術が必要であり、対象建物の面積だけではなく建物の構造や立地等によっても費用は異なると考えられるため、単純に面積あたりの費用のみで耐震診断の有効性や経済性を判断することはできない。しかし、今回のように面積あたりの単価に大きな差がある場合などについては、その要因を分析し、単価が高いものについては施工業者の選定や耐震診断業務内容などにおいて経済性が確保されているか、逆に単価が低いものについては必要な業務が適切に実施され有効性が確保されているかといった点について、検討することが望ましい。</p> | <p>耐震診断は、三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金交付要領に基づき、耐震診断を行う建築物の構造に応じた講習を終了した者若しくはそのものが所属する建築士事務所が、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき適切に実施しています。</p> <p>診断については、対象建物の面積のみならず、建物の構造や立地、建築年度、建築物や建築設備など実地調査すべき項目により、目視で実施できるもの、破壊試験を生じるものなどがあり、費用に多寡が生じることはやむをえないものと考えています。</p> <p>今後も、三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金交付要領に基づき、適切な事務を執行していきます。</p> |
| 耐震診断結果報告の記載事項の検討について【意見】 | |
| <p>健康福祉部子育て支援課では補助事業者より提出された耐震診断結果報告書を取りまとめ、「民間建築物耐震診断補助事業 事業業務台帳」（以下「耐震診断台帳」）を作成し、県土整備部住宅課へ報告している。県土整備部住宅課においては、どの施設において耐震診断が実施されたのかを確認するのに当該資料を利用しているとのことである。</p> <p>耐震診断台帳には評点欄が設けられており、耐震診断結果報告書に記載された評点のうち最も低い数値を記載している。耐震診断における指標には、一般的にI s値とI w値の2種類があり、I s値は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物に、I w値は木造の建築物等に対して用いられる指標である。</p> | <p>ご指摘のとおり、耐震性の有無について正確に記載すべきであり、平成25年度実績報告分から修正します。</p> |

I s 値と I w 値では数値の意味が異なり、たとえば評点が 0.6 であった場合、I s 値では「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が低い」と判定されるのに対し、I w 値では「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い」と判定されることになり、まったく異なる判定結果となる。

しかし、上述の耐震診断台帳には、この評点の種類については何ら記載されておらず、単に評点として数値が記載されているのみであり、耐震性の有無について誤解を招く記述となっている。健康福祉部子育て支援課では、耐震診断結果報告書の内容を確認するにあたっては、評点の数値のみでなくその種別についても確認しているとのことであるが、そうであれば耐震診断台帳にも評点の種別の欄を設け、正確に記載すべきであると考えられる。

**平成 24 年度 包括外部監査結果に対する対応
(健康福祉部)**

| テーマ・区分・内容 | 対応結果 |
|---|--|
| 公有財産の管理に関する事務の執行について | |
| 公有財産台帳の登録について | |
| 公有財産台帳の施設名称の変更登録について【結果】 | |
| <p>婦人保護施設あかつき寮貸付予定地は、平成 22 年 6 月より貸付が実施されているが、平成 23 年度の公有財産台帳での施設名称が「婦人保護施設あかつき寮貸付予定地」となっている。この点、公有財産規則では下記のように規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(異動報告) 第三十五条 課等の長又は地域機関の長は、所属する公有財産について、新たに公有財産台帳に登録する必要が生じた場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しに付属図面その他の関係書類を添付して管財課長に報告しなければならない。</p> </div> <p>当該土地については、平成 22 年に貸付が実施されていることから、この時点で公有財産台帳の登録変更を行うべきであった。</p> | <p>公有財産台帳の登録事項について、平成 24 年 11 月 16 日に施設名称を「婦人保護施設あかつき寮貸付用地」に修正しました。</p> |
| 三重県社会福祉会館について | |
| 社会福祉会館内の大会議室等の広報について【意見】 | |
| <p>社会福祉会館内には、大会議室及び講堂（以下、「大会議室等」という。）があり、会議や研修等に利用されているが、その存在及び利用ができることについて広報を行っていない状況である。</p> <p>当該大会議室等は、主に入居団体が主催する会議や研修等に利用されているが、これにつき一般住民や一般団体の利用や利用目的を制限しているものではない。この点、大会議室については、平成 23 年度実績で利用日数が 51 日、講堂は 240 日と、大会議室については有効に利用されているとは言い難い状況である。</p> <p>当該大会議室等を擁する社会福祉会館は、津駅から東に 500m 程の位置と好立地であることから、社会福祉の増進を目的とする団体が優先的に利用してもなお空きがある場合には、一般住民や一般団体の利用を促進し、施設の有効利用を図るべきであると考えられる。</p> | <p>講堂の利用日と重なると、駐車場利用に支障をきたすため、まずは、当課主催の会議を開催することで周知を図りました。</p> <p>平成 24 年度の大会議室利用実績は 116 日、平成 25 年度の利用実績見込みも 109 日（平成 26 年 1 月末時点）と利用状況は改善しています。</p> |

| テーマ・区分・内容 | 対応結果 |
|--|--|
| 公有財産の管理に関する事務の執行について | |
| 三重北勢健康増進センター敷地について | |
| 三重北勢健康増進センター敷地の処遇について【意見】 | |
| <p>三重北勢健康増進センターは、土地が県の公有財産、建物が四日市市の公有財産となっており、その管理運営は四日市市により行われている。現状では当該敷地については県が普通財産として管理しているが、施設の管理運営及び意思決定が四日市市にあることを鑑みると、土地及び建物を一体的に四日市市にて管理することが望ましいと考えられ、将来的には敷地について四日市市への売却を検討する余地があるものと考えられる。</p> | <p>地域住民の健康増進については、過去の公害や塩浜病院の移転にかかる経緯から、現在も県として一定の責務を有していると考えております。</p> <p>敷地の購入については、四日市市においては、現在の財政上、購入は困難であるとの意向であり、敷地の無償貸与による支援を継続します。</p> |
| 福祉休養ホーム瀨流荘について | |
| 福祉休養ホーム瀨流荘の建物の処遇について【意見】 | |
| <p>瀨流荘は、土地は熊野市からの借地、一方建物は県の公有財産だが熊野市へ無償貸付を行っている。また、運営は「財団法人紀和町ふるさと公社」が行っており、県としてはこれに関与していない。このような県と瀨流荘との関わりを鑑みると、建物を県で保有している必要性は乏しいものと考えられ、土地建物の一体運営から考えれば、建物について熊野市へ売却することも1つの方法として考えられる。</p> | <p>瀨流荘の譲渡について、熊野市と協議を重ねてきましたが、管理運営を一元化し、市の政策方針を実現しやすくするとともに、効率的、効果的な経営につなげるため、平成26年4月1日に熊野市に譲渡します。</p> |

9 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成25年11月22日～平成26年2月16日)

(健康福祉部)

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県医療審議会 地域医療対策部会 |
| 2 開催年月日 | 平成25年11月25日 |
| 3 委員 | 副部長 緒方 正人 委員 青木 重孝 他13名 |
| 4 諮問事項 | 1 地域医療再生基金を活用した事業の計画変更について 2 市町寄附講座設置支援補助事業の変更について 3 医師需給状況調査について |
| 5 調査審議結果 | 上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 |
| 2 開催年月日 | 平成25年11月25日 |
| 3 委員 | 会長 藤原 正範 委員 石田 静代 他12名 |
| 4 諮問事項 | 1 里親審査部会の審査結果について 2 三重県における社会的養護のあり方について 3 三重県の少子化対策について 4 児童虐待防止月間について 5 第8回子育て応援！わくわくフェスタについて |
| 5 調査審議結果 | 上記について報告を行い、委員から意見を聴取した。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県医療審議会 病床整備等検討部会 |
| 2 開催年月日 | 平成25年12月11日 |
| 3 委員 | 部会長 内田 淳正 委員 青木 重孝 他4名 |
| 4 諮問事項 | 緩和ケア病床の特例の取扱いについて |
| 5 調査審議結果 | 2病院の緩和ケア病床の増床について、厚生労働大臣に対して医療法第30条の4第8項の規定による特例適用の承認申請を行うことを決定した。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公立大学法人評価委員会 |
| 2 開催年月日 | 平成25年12月12日 |
| 3 委員 | 委員長 森 正夫 委員 前原 澄子 他3名 |
| 4 諮問事項 | 1 公立大学法人三重県立看護大学の第一期中期目標期間の中間総括について 2 第二期中期目標策定及び中期計画認可方針・スケジュール（案）について 3 第一期中期目標期間終了時の検討について |
| 5 調査審議結果 | 1 審議の結果、一部修正のうえ了承された。 2 意見交換を行った。 3 審議を行って了承された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|-------------------------------|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会 |
| 2 開催年月日 | 平成25年12月17日 |
| 3 委員 | 部会長 杉村 芳樹 委員 増田 佐和子 他5名 |
| 4 諮問事項 | 身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について |
| 5 調査審議結果 | 5名（新規）の医師の指定について審査し、すべて同意された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県障害者施策推進協議会 |
| 2 開催年月日 | 平成25年12月19日 |
| 3 委員 | 会長 貴島 日出見 委員 伊藤 義純 他18名 |
| 4 諮問事項 | 1 三重県障がい者施策年次報告について 2 三重県障害者自立支援協議会開催報告について 3 障害者の権利に関する条約の批准について 4 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について 5 障がい者雇用の推進について 6 アンテナショップカフェについて |
| 5 調査審議結果 | 上記について説明し、意見交換を行った。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会 |
| 2 開催年月日 | 平成25年12月19日 |
| 3 委員 | 部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他4名 |
| 4 諮問事項 | 児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について |
| 5 調査審議結果 | 1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(3件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(1件) |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年1月8日 |
| 3 委員 | 会長 松本 純一 委員 久留原 進 他13名 |
| 4 諮問事項 | 1 第5期介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画の進捗状況について 2 医療と介護の連携について 3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第3次一括法)に係る条例制定等について 4 介護保険制度改正の検討状況等について |
| 5 調査審議結果 | 諮問事項等について、説明、報告し、意見交換を行った。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年1月23日 |
| 3 委員 | 部会長 村瀬 勝彦 委員 清水 将之 他3名 |
| 4 諮問事項 | 児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について |
| 5 調査審議結果 | 1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(3件) 2 被措置児童等虐待に関する事例の報告を行った。(1件) |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県医療審議会 救急医療部会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年1月30日 |
| 3 委員 | 部会長 小林 篤 委員 橋上 裕 他10名 |
| 4 諮問事項 | 三重県保健医療計画(第5次改訂)における救急医療対策に関する進捗状況について |
| 5 調査審議結果 | 上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県社会福祉審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年2月3日 |
| 3 委員 | 委員長 森下 達也 委員 久留原 進 他18名 |
| 4 諮問事項 | 1 「三重県新地震・津波対策行動計画」における災害時要援護者対策について 2 民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)の一斉改選について 3 新たな生活困窮者自立支援制度について 4 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の導入後の状況について 5 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第4次改定版(中間案)について 6 平成24年度に発生した児童虐待事例(四日市事例)の検証とその対応について |
| 5 調査審議結果 | 上記について説明を行ったうえで、意見交換を行った。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公衆衛生審議会地域・職域連携部会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年2月4日 |
| 3 委員 | 部会長 河野 啓子 副部会長 住田 安弘 他16名 |
| 4 諮問事項 | 1 特定健診・特定保健指導の受診率向上に向けた取組について 2 生活習慣病予防につながる栄養管理の取組について |
| 5 調査審議結果 | 県民の健康づくりに関する取組について、地域・職域分野をより強化して取組を推進することが了承された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県青少年健全育成審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年2月6日 |
| 3 委員 | 会長 吉本 敏子 委員 泉 正幸 他11名 |
| 4 諮問事項 | 1 三重県青少年健全育成条例に基づく報告事項（有害興行の指定について） 2 青少年健全育成に関する取組みについて （1）青少年健全育成条例第36条に基づく取組について （2）青少年健全育成協力店運動について （3）その他 3 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく子ども・若者計画について 4 三重県子ども施策に関する年次報告書について 5 その他 |
| 5 調査審議結果 | 上記について報告を行い、委員から意見を聴取した。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公衆衛生審議会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年2月7日 |
| 3 委員 | 会長 笠島 茂 副会長 村本 淳子 他17名 |
| 4 諮問事項 | 三重の健康づくり基本計画に関わる各分野事業の進捗状況について |
| 5 調査審議結果 | 県民の健康づくりに関する取組について、三重の健康づくり基本計画に示した目標などを踏まえ、引き続き推進することが了承された。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県公衆衛生審議会 自殺対策推進部会 |
| 2 開催年月日 | 平成26年2月13日 |
| 3 委員 | 部会長 齋藤 洋一 委員 伊藤 徹弥 他19名 |
| 4 諮問事項 | 1 第2次三重県自殺対策行動計画の進捗状況について 2 三重県自殺企図者支援実態調査結果について |
| 5 調査審議結果 | 自殺対策に関する取組について、第2次自殺対策行動計画に示した目標などを踏まえ、引き続き推進することが了承された。 |
| 6 備考 | |

改正箇所以外における執行部に対する要望事項

①改正箇所以外で執行部に行ってほしい事項

- ・「三重県食の安全・安心確保基本方針」及び「三重県食の安全・安心確保行動計画」において、今回の改正内容を適切に反映する。
- ・今回の改正内容が反映された執行を行う。

②改正箇所以外で執行部に参考としてほしい当検討会外からの意見

- ・食の安全・安心の確保のための保健所のさらなる機能強化を考えてはどうか。 【健康福祉部】

- ・立入検査については、抜打ちが有効かと思われる。

【環境生活部、農林水産部、健康福祉部】

- ・第二十二條第二項では食品関連事業者の県への申出が努力規定として新設されたが、申出を受けた後の県の対応を明確にすることが必要だと考える。また、県に対する申出に内部告発も含まれるとすれば、事業者が通報しやすい環境を整備することが必要。

【環境生活部、農林水産部、健康福祉部】

- ・生活衛生にかかわるサービス業及び飲食業関係については、生活衛生関係事業協同組合及び三重県生活衛生営業指導センターによる自主管理システムを構築し、県民の食及びサービス利用上の安全・安心を確保する。 【環境生活部、健康福祉部】

- ・一定の資格要件を備えた者に対して、県による研修等を行い終了者を不適切表示監視員（仮称）に任命、関係組合又は指導センターに配置し、商品・サービスの不当表示防止対策事業を委託実施する。

【環境生活部、農林水産部】

- ・上記と同様に、公衆衛生推進員（仮称）を養成・配置し、県民に対する生活衛生関係営業の安全・安心を確保する。 【健康福祉部】